

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0		1	1	1	2	0		用語の定義
1	1	1	2	2	2. 総括監督員	1	1	1	2	2	2. 総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、および設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約担当者等（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
1	1	1	2	3	3. 主任監督員	1	1	1	2	3	3. 主任監督員	本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものを実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
1	1	1	2	4	4. 監督員	1	1	1	2	4	4. 監督員	本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施、段階確認（重要なものは除く。）を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
						1	1	1	2	25	25. 情報共有システム	情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。
1	1	1	2	25	25. 書面	1	1	1	2	26	26. 書面	書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
1	1	1	2	33	33. 確認	1	1	1	2	33	33. 確認	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
1	1	1	2	48	48. JIS	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	49	49. JIS	JIS規格とは、日本産業規格をいう。
1	1	1	3	0		設計図書の照査等	1	1	1	3	0		設計図書の照査等
1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。	1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 <b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</b>
1	1	1	4	0		施工計画書	1	1	1	4	0		施工計画書
1	1	1	4	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	1	1	1	4	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 <b>なお、施工計画書は最新版を現場事務所に常備すること。</b> 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
1	1	1	4	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	4	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（ <b>工期や数量等の軽微な変更は除く</b> ）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	5	0		コリンズ（CORINS）への登録	1	1	1	5	0		コリンズ（CORINS）への登録

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
1	1	1	5	1	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	1	1	1	5	1	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。		
1	1	1	8	0	工事着手	1	1	1	8	0	工事着手	工事着手	
1	1	1	8	1	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。	1	1	1	8	1	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。		
1	1	1	18	0	建設副産物	1	1	1	18	0	建設副産物	建設副産物	
1	1	1	18	4	4. 再生資源利用促進計画	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	18	5	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	5	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
							1	1	1	18	7	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、工事完了後に工事登録証明書を提出しなければならない。
1	1	1	18	7	7. 建設発生土	受注者は、建設発生土について、設計図書において任意処分とされている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	18	8	8. 建設発生土	受注者は、建設発生土について、設計図書において任意処分とされている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
1	1	1	23	0	施工管理	施工管理	1	1	1	23	0	施工管理	施工管理

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
1	1	1	23	3	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、 <b>工事内容、工事期間、工事種別、施工主体名及び施工業者名</b> を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。	1	1	1	23	3	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、 <b>工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等</b> を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
1	1	1	23	5	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	1	1	1	23	5	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、 <b>影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。</b> また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
1	1	1	26	0		工事中の安全確保	1	1	1	26	0		工事中の安全確保
1	1	1	26	13	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
1	1	1	26	14	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
							1	1	1	26	19	19. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	「土木工事安全施工技術指針（平成29年3月）」に則り、適切に対処すること。 （1）作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。 （2）作業の休止及び休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。 （3）高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。
1	1	1	30	0		環境対策	1	1	1	30	0		環境対策
1	1	1	30	4	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	30	4	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	30	6	6. 排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機等（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
1	1	1	32	0		1	1	1	32	0		交通安全管理
1	1	1	32	4	4. 交通安全法令の遵守	1	1	1	32	4	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
1	1	1	32	10	10. 水中落下支障物の処置	1	1	1	32	10	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。
1	1	1	32	11	11. 作業船舶機械故障時の処理	1	1	1	32	11	11. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。
1	1	1	32	12	12. 通行許可	1	1	1	32	12	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
1	1	1	34	0		1	1	1	34	0		諸法令の遵守
1	1	1	34	1	(1)	1	1	1	34	1	(1)	会計法（平成18年6月改正 法律第53号）
1	1	1	34	1	(2)	1	1	1	34	1	(2)	建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）
1	1	1	34	1	(4)	1	1	1	34	1	(4)	労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）
1	1	1	34	1	(5)	1	1	1	34	1	(5)	労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）
1	1	1	34	1	(6)	1	1	1	34	1	(6)	作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）
1	1	1	34	1	(6)	1	1	1	34	1	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）

現行（平成29年10月）					新（令和元年10月）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	34	1	(7)	じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	34	1	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）
1	1	1	34	1	(8)	雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）	1	1	1	34	1	(8)	雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）
1	1	1	34	1	(9)	労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）	1	1	1	34	1	(9)	労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）
1	1	1	34	1	(10)	健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	1	1	1	34	1	(10)	健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）
1	1	1	34	1	(11)	中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	(11)	中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号）	1	1	1	34	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）	1	1	1	34	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）
1	1	1	34	1	(14)	道路法（平成28年3月改正 法律第19号）	1	1	1	34	1	(14)	道路法（平成30年3月改正 法律第6号）
1	1	1	34	1	(15)	道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）	1	1	1	34	1	(15)	道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(16)	道路運送法（平成28年12月改正 法律第106号）	1	1	1	34	1	(16)	道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(17)	道路運送車両法（平成28年11月改正 法律第86号）	1	1	1	34	1	(17)	道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(19)	地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(20)	河川法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	34	1	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(21)	海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(21)	海岸法（平成31年12月改正 法律第95号）
1	1	1	34	1	(22)	港湾法（平成28年5月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	(22)	港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第65号）
1	1	1	34	1	(26)	航空法（平成28年5月改正 法律第51号）	1	1	1	34	1	(26)	航空法（令和元年6月改正 法律第38号）
1	1	1	34	1	(28)	軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）	1	1	1	34	1	(28)	軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(29)	森林法（平成28年5月改正 法律第47号）	1	1	1	34	1	(29)	森林法（平成30年6月改正 法律第35号）
1	1	1	34	1	(30)	環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）	1	1	1	34	1	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）
1	1	1	34	1	(31)	火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	34	1	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(32)	大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	(32)	大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(34)	水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）	1	1	1	34	1	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号）	1	1	1	34	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(38)	文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(38)	文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）
1	1	1	34	1	(40)	電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）	1	1	1	34	1	(40)	電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）
1	1	1	34	1	(41)	消防法（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）
1	1	1	34	1	(42)	測量法（平成23年6月改正 法律第61号）	1	1	1	34	1	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(43)	建築基準法（平成28年6月改正 法律第72号）	1	1	1	34	1	(43)	建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(44)	都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）
1	1	1	34	1	(46)	土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	34	1	(46)	土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）
1	1	1	34	1	(47)	駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	(47)	駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）
1	1	1	34	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）	1	1	1	34	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）
1	1	1	34	1	(51)	船員法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(51)	船員法（平成30年6月改正 法律第41号）
1	1	1	34	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）
1	1	1	34	1	(53)	船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(53)	船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）
1	1	1	34	1	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(54)	自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）
1	1	1	34	1	(55)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(55)	自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	34	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(59)	技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(59)	技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(60)	漁業法（平成28年5月改正 法律第51号）	1	1	1	34	1	(60)	漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）
1	1	1	34	1	(61)	空港法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	34	1	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(63)	厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	1	1	1	34	1	(63)	厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）
1	1	1	34	1	(67)	職業安定法（平成28年5月改正 法律第47号）	1	1	1	34	1	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）
1	1	1	34	1	(68)	所得税法（平成28年11月改正 法律第89号）	1	1	1	34	1	(68)	所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）
1	1	1	34	1	(69)	水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）	1	1	1	34	1	(69)	水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）
1	1	1	34	1	(70)	船員保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	1	1	1	34	1	(70)	船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	1	1	34	1	(71) 著作権法（平成28年5月改正 法律第51号）	1	1	1	34	1	(71) 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	
1	1	1	34	1	(72) 電波法（平成27年5月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	(72) 電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	
1	1	1	34	1	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（平成27年5月改正 法律第40号）	1	1	1	34	1	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）	
1	1	1	34	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正 法律第17号）	1	1	1	34	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	34	1	(75) 農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(75) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	
1	1	1	34	1	(76) 毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	34	1	(76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	
1	1	1	34	1	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	1	34	1	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	
1	1	1	34	1	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月 法律第56号）	1	1	1	34	1	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	
1	1	1	34	1	(79) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）	1	1	1	34	1	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	34	1	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	34	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	
1	1	1	39	0	特許権等	1	1	1	39	0	特許権等	
1	1	1	39	3	3. 著作権法に規定される著作物	1	1	1	39	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	2	0	0	0	第2章	1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	4	0	0	第4節	1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	一般事項	1	2	4	1	0	一般事項	
1	2	4	1	3	3. 構造物取付け部	1	2	4	1	3	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。
1	3	0	0	0	第3章	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	1	0	0	第1節	1	3	1	0	0	第1節	適用
1	3	1	0	3	3. 適用規定（2）	1	3	1	0	3	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	1	0	4	4. アルカリ骨材反応抑制対策	1	3	1	0	4	4. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。
1	3	2	0	0	第2節	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準



現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
1	3	6	4	12	12. 打設計画書	受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	1	3	6	4	12	12. 打設計画書	受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。
1	3	6	4	15	15. プリージング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	1	3	6	4	15	15. ブリーディング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。
1	3	6	4	16	16. 不要となったスパーサの除去	受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスパーサを可能なかぎり取り除かななければならない。							
1	3	6	4	17	17. 壁または柱の連続打設時の注意	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	1	3	6	4	16	16. 壁または柱の連続打設時の注意	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。
1	3	6	4	18	18. アーチ形式のコンクリート端部	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	1	3	6	4	17	17. アーチ形式のコンクリート端部	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。
1	3	6	4	19	19. アーチ形式のコンクリート打設	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	1	3	6	4	18	18. アーチ形式のコンクリート打設	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。
1	3	6	4	20	20. アーチ形式のコンクリート打継目	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	1	3	6	4	19	19. アーチ形式のコンクリート打継目	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。
1	3	6	5	2	2. 締固め方法	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	1	3	6	5	2	2. 締固め方法	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。
1	3	6	6	2		再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	1	3	6	6	2		再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。
1	3	6	7	0		打継目	1	3	6	7	0		打継目
1	3	6	7	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。
1	3	6	7	2	2. 打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	1	3	6	7	2	2. 打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
1	3	6	7	3	3. 打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	1	3	6	7	3	3. 打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。
1	3	6	7	8	8. 伸縮目地	伸縮目地の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	1	3	6	7	8	8. 伸縮目地	伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。
1	3	6	9	0		養生	1	3	6	9	0		養生
1	3	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。
1	3	6	9	2	2. 湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-4を標準とする。	1	3	6	9	2	2. 湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-4を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	7	3	0		加工	1	3	7	3	0		加工
1	3	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	7	4	2	2. 配筋・組立	受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7	4	2	2. 配筋・組立	受注者は、配筋・組立において以下によらなければならない。
							1	3	7	4	2	(1)	受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。
							1	3	7	4	2	(2)	受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
						1	3	7	4	2	(3)	受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。	
1	3	7	5	0		1	3	7	5	0		継手	
1	3	7	5	2	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。
1	3	7	5	3	3. 継手位置の相互 ずらし	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7	5	3	3. 継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるときともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。
1	3	7	5	5	5. 継ぎたし鉄筋の 保護	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。	1	3	7	5	5	5. 継足し鉄筋の保 護	受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。
1	3	7	6	0		1	3	7	6	0		ガス圧接	
1	3	7	6	4	4. 圧接面の清掃	受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端角が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1	3	7	6	4	4. 圧接面の清掃	受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップゾーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。
1	3	7	6	6	6. 悪天候時の作業 禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいた場合は作業を行うことができる。	1	3	7	6	6	6. 悪天候時の作業 禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。
1	3	8	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	8	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	8	4	0		取外し	1	3	8	4	0		取外し
1	3	8	4	4	4. 型枠脱型時のコ ンクリート強度 は、試験結果表を 監督職員に提出し なければならない。								
1	3	10	0	0	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	第10節	寒中コンクリート
1	3	10	3	0		養生	1	3	10	3	0		養生
1	3	10	3	3	3. 凍結の保護	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	1	3	10	3	3	3. 凍結からの保護	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。
1	3	10	3	5		表3-5 寒中コンクリートの養生期間	1	3	10	3	5		表3-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間
1	3	11	0	0	第11節	マスコンクリート	1	3	11	0	0	第11節	マスコンクリート
1	3	11	2	0		施工	1	3	11	2	0		施工

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
1	3	11	2	5	5. 型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	5. 型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <b>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</b> 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。
1	3	13	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート
1	3	13	3	0		コンクリートの製造	1	3	13	3	0		コンクリートの製造
1	3	13	3	3	(2)	計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表3-6計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	(2)	計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表3-6計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。
1	3	13	3	3		表3-6 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）	1	3	13	3	3		表3-6 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）
1	3	13	4	3	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	3	13	4	3	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 <b>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</b>
2	0	0	0	0	第2編	材料編	2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	1	0	0	0	第1章	一般事項	2	1	0	0	0	第1章	一般事項
2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質	2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質
2	1	2	6	0		6. 海外の建設資材の品質証明	2	1	2	6	0		6. 海外の建設資材の品質証明
2	1	2	6	0		受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。	2	1	2	6	0		受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、表1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。
2	1	2	6	0		表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材	2	1	2	6	0		表1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	3	0	0	第3節	骨材	2	2	3	0	0	第3節	骨材
2	2	3	3	0		アスファルト舗装用骨材	2	2	3	3	0		アスファルト舗装用骨材
2	2	3	3	5	5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）	〔注1〕 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。	2	2	3	3	5	5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）	〔注1〕 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注2〕 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 〔注3〕 エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。 〔注4〕 エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
2	2	3	3	6	6.鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）	2	2	3	3	6	6.鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）	〔注1〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 〔注2〕エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。 〔注3〕水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。
2	2	3	4	0	アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	アスファルト用再生骨材	アスファルト用再生骨材
2	2	3	4	0		2	2	3	4	0		〔注1〕アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 〔注2〕アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 〔注3〕アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 〔注4〕アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 〔注5〕骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 〔注6〕アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。
2	2	3	6	0	安定材	2	2	3	6	0	安定材	安定材
2	2	3	6	1	1.瀝青材料の品質	2	2	3	6	1	1.瀝青材料の品質	〔注1〕種類記号の説明P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤。 〔注2〕エングラ一度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208:2000 6.3エンブラ一度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 :2000 6.4セイボルトクロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラ一度に換算する。
2	2	5	0	0	第5節	2	2	5	0	0	第5節	鋼材
2	2	5	7	0	溶接材料	2	2	5	7	0	溶接材料	溶接材料

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
2	2	5	7	1		JIS Z 3352（サブマージアーク溶接用フラックス）	2	2	5	7	1	JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）	
2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料
2	2	6	1	0		一般事項	2	2	6	1	0		一般事項
2	2	6	1	4	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	4	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
2	2	6	1	7	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	2	2	6	1	7	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
2	2	6	1	9	9. 異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	9	9. 異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
2	2	6	3	0		混和材料	2	2	6	3	0		混和材料
2	2	6	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2013吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。
2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0		一般事項	2	2	7	1	0		一般事項
2	2	7	1	3	3. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	2	2	7	1	3	3. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。
2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料
2	2	8	3	0		再生用添加剤	2	2	8	3	0		再生用添加剤
2	2	8	3	0	再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成28年11月改正政令第343号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。
2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線
2	2	12	1	0		道路標識	2	2	12	1	0		道路標識
2	2	12	1	0		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。
2	2	12	1	0	(1)	標識板	2	2	12	1	0	(1)	標識板
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則	3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則	3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	6	0		工事完成図書納品の納品	3	1	1	6	0		工事完成図書の納品

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
3	1	1	6	2	2. 電子成果品	請負者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。 請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	3	1	1	6	2	2. 電子成果品	受注者は、「工事完成図書の電子納品要領」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品に関する手引」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。
3	1	1	8	0		施工管理	3	1	1	8	0		施工管理
3	1	1	8	2	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	3	1	1	8	2	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月23日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。
3	1	1	9	0		工事中の安全確保	3	1	1	9	0		工事中の安全確保
3	1	1	9	2	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	9	2	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							3	2	2	0	0		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）
3	2	2	0	0		厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	3	2	2	0	0		厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）
3	2	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（規準編）（平成25年11月）	3	2	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）
3	2	3	0	0	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	第3節	共通の工種
3	2	3	2	0		材料	3	2	3	2	0		材料
3	2	3	2	4	4. 路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	4	4. 路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。
3	2	3	2	4	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用（Z27）の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	2	4	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。
							3	2	3	2	4	(7)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。
							3	2	3	2	4		① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
						3	2	3	2	4		② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所
						3	2	3	2	4		③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合
3	2	3	2	5	5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	5	5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	
3	2	3	2	5	(2) 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	3	2	5	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	
3	2	3	2	6	6. 視線誘導標の形状及び性能	3	2	3	2	6	6. 視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。
3	2	3	2	6	(1) 反射体	3	2	3	2	6	(1) 反射体	
3	2	3	2	6	② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 （省略） ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE三刺激値）の色度座標である。	3	2	3	2	6	② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 （省略） ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE三刺激値）の色度座標である。	
3	2	3	6	0	小型標識工	3	2	3	6	0	小型標識工	
3	2	3	6	20	20. 標識設置については、以下によること。	3	2	3	6	20	20. 設置	標識設置については、以下によること。
3	2	3	6	20	(2) 受注者は、建込みに際しては標識板の向き、角度、標識板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。	3	2	3	6	20	(2) 受注者は、建込みに際しては標示板の向き、角度、標識板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。	
3	2	3	6	20	(3) 2) 標識板	3	2	3	6	20	(3) 2) 標示板	
3	2	3	12	0	プレテンション桁製作工（購入工）	3	2	3	12	0	プレテンション桁製作工（購入工）	
3	2	3	12	2	2. 適用規定	3	2	3	12	2	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。
3	2	3	12	2	(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	3	2	3	12	2	(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	
3	2	3	12	2	(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	3	2	3	12	2	(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	
3	2	3	12	2	② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	3	2	3	12	2	② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。	
3	2	3	13	0	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	ポストテンション桁製作工	
3	2	3	13	1	1. コンクリートの施工	3	2	3	13	1	1. コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。
						3	2	3	13	1	(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。	
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、下記の規定によるものとする。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
3	2	3	13	3	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3	2	3	13	4	4.グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	3	2	3	13	4	4.グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。
3	2	3	13	4	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	3	2	3	13	4	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。
3	2	3	13	4	①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	13	4	①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
3	2	3	13	7	7.プレグラウトPC鋼材	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	7	7.プレグラウトされたPC鋼材	プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。
3	2	3	13	7	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	3	2	3	13	7	(2)	使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。
3	2	3	13	7	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。	3	2	3	13	7	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。
3	2	3	13	7	(4)	プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	3	2	3	13	7	(4)	プレグラウトされたPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。
3	2	3	14	0		プレキャストセグメント主桁組立工	3	2	3	14	0		プレキャストセグメント主桁組立工
3	2	3	14	2	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	14	2	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。
3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（基準編）」（土木学会、平成25年11月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使用時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	3	14	2		表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3	2	3	14	2		
3	2	3	14	2	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	3	2	3	14	2	(3)	プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。

現行（平成29年10月）					新（令和元年10月）												
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	2	3	14	2	(4)	3	2	3	14	2	(4)	3	2	3	14	2	
3	2	3	23	0		3	2	3	23	0		3	2	3	23	0	
3	2	3	23	1	1. 一般事項	3	2	3	23	1	1. 一般事項	3	2	3	23	1	1. 一般事項
3	2	3	23	1	(2)	3	2	3	23	1	(2)	3	2	3	23	1	(2)
3	2	3	23	1		3	2	3	23	1		3	2	3	23	1	
3	2	3	23	1		3	2	3	23	1		3	2	3	23	1	
3	2	3	23	4	4. 締付けボルト軸力	3	2	3	23	4	4. 締付けボルト軸力	3	2	3	23	4	4. 締付けボルト軸力
3	2	3	23	4	(2)	3	2	3	23	4	(2)	3	2	3	23	4	(2)
3	2	3	23	4		3	2	3	23	4		3	2	3	23	4	
3	2	3	23	4	(4)	3	2	3	23	4	(4)	3	2	3	23	4	(4)
3	2	3	23	4		3	2	3	23	4		3	2	3	23	4	
3	2	3	23	4		3	2	3	23	4		3	2	3	23	4	
3	2	3	23	4	(5)	3	2	3	23	4	(5)	3	2	3	23	4	(5)
3	2	3	23	4		3	2	3	23	4		3	2	3	23	4	
3	2	3	31	0		3	2	3	31	0		3	2	3	31	0	
3	2	3	31	9	9. 塗装の禁止条件	3	2	3	31	9	9. 塗装の禁止条件	3	2	3	31	9	9. 塗装の禁止条件
3	2	3	31	9		3	2	3	31	9		3	2	3	31	9	
3	2	3	32	0		3	2	3	32	0		3	2	3	32	0	
3	2	3	32	1	1. 一般事項	3	2	3	32	1	1. 一般事項	3	2	3	32	1	1. 一般事項
3	2	3	32	3		3	2	3	32	3		3	2	3	32	3	
3	2	3	32	6	6. 連結方法	3	2	3	32	6	6. 連結方法	3	2	3	32	6	6. 連結方法

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
3	2	3	32	6	表2-12 連結コイル線	3	2	3	32	6	表2-11 連結コイル線	
3	2	3	32	6	表2-13 線材の品質管理試験の内容	3	2	3	32	6	表2-12 線材の品質管理試験の内容	
3	2	3	33	0	袋詰玉石工	3	2	3	33	0	袋詰玉石工	
3	2	3	33	2	2. 根固め用袋材の性能	3	2	3	33	2	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表2-13に示す性能を満足することを確認しなければならない。
3	2	3	33	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	3	2	3	33	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
3	2	3	33	3	表2-14 (1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	3	2	3	33	3	表2-13 (1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	
3	2	3	33	3	表2-14 (2) 参考資料	3	2	3	33	3	表2-13 (2) 参考資料	
3	2	3	34	0	吸出防止材設置工	3	2	3	34	0	吸出防止材設置工	
3	2	3	34	3	表1-5 吸出防止材の規格値	3	2	3	34	3	表2-14 吸出防止材の規格値	
3	2	3	34	3	表1-6 吸出防止材の品質及び規格	3	2	3	34	3	表2-15 吸出防止材の品質及び規格	
3	2	4	0	0	第4節	3	2	4	0	0	第4節	
3	2	4	4	0	基礎工	3	2	4	4	0	基礎工	
3	2	4	4	0	既製杭工	3	2	4	4	0	既製杭工	
3	2	4	4	11	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	3	2	4	4	11	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。
3	2	4	4	16	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	3	2	4	4	16	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。	
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。
3	2	4	4	21	(7)	3	2	4	4	21	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。
3	2	4	4	21	なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	4	21	なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	
3	2	4	4	21	表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	
3	2	4	5	0	場所打杭工	3	2	4	5	0	場所打杭工	
3	2	4	5	9	9. 鉄筋かごの建込み	3	2	4	5	9	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。
3	2	4	5	11	11. 鉄筋かごの組立て	3	2	4	5	11	11. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。



現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	5	3	13	13. 水抜き孔（硬質塩化ビニールVU管）は2～3㎡当たり1ヶ所を標準とし、孔の大きさは呼び径50を標準として設置すること。なお、排水孔には土砂流出防止網を設置すること。							
3	2	6	0	0	第6節	3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	2	0		3	2	6	2	0		材料
3	2	6	2	1	1. 適用規定	3	2	6	2	1	1. 適用規定	舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
3	2	6	3	0		3	2	6	3	0		アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	8	8. 下層路盤の材料規格	3	2	6	3	8	8. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	8	(1)	3	2	6	3	8	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-17の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	8		3	2	6	3	8		表2-17 下層路盤の品質規格
3	2	6	3	9	9. 上層路盤の材料規格	3	2	6	3	9	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	9	(1)	3	2	6	3	9	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-18、表2-19、表2-20の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	9		3	2	6	3	9		表2-18 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	9		3	2	6	3	9		表2-19 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	9		3	2	6	3	9		表2-20 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	9	(2)	3	2	6	3	9	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-21の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	9		3	2	6	3	9		表2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲
3	2	6	3	10	10. 上層路盤の石油アスファルトの規格	3	2	6	3	10	10. 上層路盤の石油アスファルトの規格	上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100～120を除く40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	11	11. アスファルト安定処理の材料規格	3	2	6	3	11	11. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-22、表2-23の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	11		3	2	6	3	11		表2-22 鉄鋼スラグの品質規格
3	2	6	3	11		3	2	6	3	11		表2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質
3	2	6	3	15	15. 適用規格（再生アスファルト(2)）	3	2	6	3	15	15. 適用規格（再生アスファルト(2)）	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。
3	2	6	3	20	(1)	3	2	6	3	20	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-24、2-25の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	21	21. マーシャル安定度試験	3	2	6	3	21	21. マーシャル安定度試験	表2-24、2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。
3	2	6	3	21		3	2	6	3	21		表2-24 マーシャル安定度試験基準値
												表2-25 マーシャル安定度試験基準値

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	6	3	21	表2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21	表2-26 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	
3	2	6	7	0	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	アスファルト舗装工	
3	2	6	7	3	3.セメント及び石灰安定処理の規定	3	2	6	7	3	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	7	3	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-26の規格による。	3	2	6	7	3	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-27の規格による。	
3	2	6	7	3	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	7	3	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
3	2	6	7	3	表2-26 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	表2-27 安定処理路盤の品質規格	
3	2	6	7	4	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。
3	2	6	7	4	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-28に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	
3	2	6	7	4	表2-27 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	表2-28 マーシャル安定度試験基準値	
3	2	6	7	5	5.基層及び表層の規定	3	2	6	7	5	5.基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	7	5	(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-27に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-25に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	
3	2	6	9	0	排水性舗装工	3	2	6	9	0	排水性舗装工	
3	2	6	9	2	2.適用規定(2)	3	2	6	9	2	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	6	9	3	3.バインダ（アスファルト）の標準的性状	3	2	6	9	3	3.バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。
3	2	6	9	3	表2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	表2-29 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	
3	2	6	9	4	4.タックコートに用いる瀝青材	3	2	6	9	4	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。
3	2	6	9	4	表2-29 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4	表2-30 アスファルト乳剤の標準的性状	
3	2	6	9	5	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	3	2	6	9	5	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-30を標準とし、表2-31に示す目標値を満足するように決定する。
3	2	6	9	5	表2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5	表2-31 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	
3	2	6	9	5	表2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5	表2-32 ポーラスアスファルト混合物の目標値	
3	2	6	10	0	透水性舗装工	3	2	6	10	0	透水性舗装工	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）												
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	6	10	1	1. 透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2透水機能を有する舗装、第3編 3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	10	1	1. 透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2透水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）、第3編 3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					
3	2	6	11	0		グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0		グースアスファルト舗装工					
3	2	6	11	5	5. グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧 第9章 9-4-2グースアスファルト舗装の規定による。	3	2	6	11	5	5. グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第9章 9-4-2グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。					
3	2	6	11	6	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	6	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。					
3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表2-32、表2-33を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表2-33、表2-34を満足するものでなければならない。					
3	2	6	11	6		表2-32 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6		表2-33 接着剤の規格鋼床版用					
3	2	6	11	6		表2-33 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6		表2-34 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用					
3	2	6	11	6		表2-33 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6		表2-34 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質					
3	2	6	11	8	8. グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	3	2	6	11	8	8. グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。					
3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-34に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-35に適合するものとする。					
3	2	6	11	8		表2-34 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8		表2-35 骨材の標準粒度範囲					
3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-35に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-36に適合するものとする。					
3	2	6	11	8		表2-35 標準アスファルト量	3	2	6	11	8		表2-36 標準アスファルト量					
3	2	6	11	9	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。					
3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-36の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-37の基準値を満足するものでなければならない。					
3	2	6	11	9		表2-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9		表2-37 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値					
3	2	6	11	11	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	11	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。					
3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-37を満足するものとする。	3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-38を満足するものとする。					
3	2	6	11	11		表2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11		表2-38 アスファルトプラントにおける標準加熱温度					
3	2	6	11	13	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	13	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。					
3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-38の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-39の規格を満足するものでなければならない。					
3	2	6	11	13		表2-38 目地材の規格	3	2	6	11	13		表2-39 目地材の規格					
3	2	6	12	0		コンクリート舗装工	3	2	6	12	0		コンクリート舗装工					
3	2	6	12	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-39、表2-40の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-40、表2-41の規格に適合するものとする。					
3	2	6	12	3		表2-39 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3		表2-40 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格					
3	2	6	12	3		表2-40 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3		表2-41 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格					
3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-42に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。					
3	2	6	12	4		表2-41 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4		表2-42 マーシャル安定度試験基準値					

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	6	12	6	6. コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	6. コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-42の規格に適合するものとする。
3	2	6	12	6		3	2	6	12	6		表2-43 コンクリートの配合基準
3	2	6	12	7	7. 材料の質量計量誤差	3	2	6	12	7	7. 材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-43の許容誤差の範囲内とする。
3	2	6	12	7		3	2	6	12	7		表2-44 計量誤差の許容値
3	2	6	12	10	10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定	3	2	6	12	10	10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	12	10	(1)	3	2	6	12	10	(1)	受注者は、 <b>コンクリート</b> を締固めるときに、 <b>鉄網</b> をたわませたり移動させたりしてはならない。
3	2	6	12	13	13. 転圧コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	13	13. 転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。
3	2	6	12	13	(4)	3	2	6	12	13	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-44によるものとする。
3	2	6	12	13		3	2	6	12	13		表2-45 示方配合表
3	2	6	12	14	14. コンクリート舗装目地の規定	3	2	6	12	14	14. コンクリート舗装目地の規定	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	12	14	(9)	3	2	6	12	14	(9)	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2-45を標準とする。
3	2	6	12	14		3	2	6	12	14		表2-46 注入目地材（加熱施工式）の品質
3	2	6	16	0		3	2	6	16	0		舗装打換え工
3	2	6	16	1	1. 既設舗装の撤去	3	2	6	16	1	1. 既設舗装の撤去	
3	2	6	16	1	(2)	3	2	6	16	1	(2)	受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	7	0	0	第7節	3	2	7	0	0	第7節	地盤改良工
3	2	7	9	0		3	2	7	9	0		固結工
3	2	7	9	1	1. 攪拌	3	2	7	9	1	1. 攪拌	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。
						3	2	7	9	6	6. 中層混合処理	
						3	2	7	9	6	(1)	改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
						3	2	7	9	6	(2)	施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
						3	2	7	9	6	(3)	受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。 なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督職員と協議しなければならない。	
3	2	7	9	6	6. 薬液注入工法	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	7	9	7	7. 薬液注入工法	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	7	9	7	7. 薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。	3	2	7	9	8	8. 薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。
3	2	7	9	8	8. 適用規定	受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。	3	2	7	9	9	9. 適用規定	受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。
3	2	7	9	9	9. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	7	9	10	10. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0		材料	3	2	12	2	0		材料
3	2	12	2	3	3. 溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-46に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	3. 溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-47に従って設定しなければならない。
3	2	12	2	3		表2-46 溶接材料区分	3	2	12	2	3		表2-47 溶接材料区分
3	2	12	2	3		なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	3	2	12	2	3		なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。
3	2	12	2	3	(2)	SM490以上の鋼材を溶接する場合	3	2	12	2	3	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合
3	2	12	2	4	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-47に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-48に従って乾燥させなければならない。
3	2	12	2	4		表2-47 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4		表2-48 溶接棒乾燥の温度と時間
3	2	12	2	5	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-48に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-49に従って乾燥させなければならない。
3	2	12	2	5		表2-48 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2	5		表2-49 フラックスの乾燥の温度と時間
3	2	12	2	7	(4)	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表2-49の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	(4)	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表2-50の基準を遵守しなければならない。
3	2	12	2	7		表2-49 多液形塗料の可使時間	3	2	12	2	7		表2-50 多液形塗料の可使時間
3	2	12	3	0		桁製作工	3	2	12	3	0		桁製作工
3	2	12	3	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。
3	2	12	3	1	(2)	工作	3	2	12	3	1	(2)	工作

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	12	3	1	① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 <b>また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。</b> なお、板取りに関する資料を保管し、 <b>工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</b>	3	2	12	3	1	① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	
3	2	12	3	1	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	3	2	12	3	1	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	
3	2	12	3	1	④ 受注者は、塗装される <b>主要部材</b> において組立てた後に自由縁となる <b>切断面</b> の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	3	2	12	3	1	④ 受注者は、 <b>塗装等の防錆・防食を行う部材</b> において、組立てた後に自由縁となる <b>部材</b> の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	
3	2	12	3	1	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-51に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	
3	2	12	3	1	表2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	表2-51 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	
3	2	12	3	1	(4) 溶接施工試験	3	2	12	3	1	(4) 溶接施工試験	
3	2	12	3	1	2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	3	2	12	3	1	2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合	
3	2	12	3	1	(8) 予熱	3	2	12	3	1	(8) 予熱	
3	2	12	3	1	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-52とする。	3	2	12	3	1	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-53の条件を満たす場合に限り、表3-2-52により予熱することを標準とする。	
3	2	12	3	1	表2-51 予熱温度の標準	3	2	12	3	1	表2-52 予熱温度の標準	
3	2	12	3	1	表2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	3	2	12	3	1	表2-53 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	
3	2	12	3	1		3	2	12	3	1	表2-54 PCM値と予熱温度の標準	
3	2	12	3	1	(11) 溶接の検査	3	2	12	3	1	(11) 溶接の検査	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	12	3	1	① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-53に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	3	2	12	3	1	① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-55に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	
3	2	12	3	1	表2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	表2-55 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	
3	2	12	3	1	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-56に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	
3	2	12	3	1	表2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	表2-56 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	
3	2	12	3	1	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	3	2	12	3	1	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	
3	2	12	3	1	⑤ 受注者は、主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	3	2	12	3	1	⑤ 受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	
3	2	12	3	1	2) 受注者は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	3	2	12	3	1	2) 受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	
3	2	12	3	1	(12) 欠陥部の補修	3	2	12	3	1	(12) 欠陥部の補修	
3	2	12	3	1	受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。補修方法は、表2-55に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	3	2	12	3	1	受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。補修方法は、表2-57に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	
3	2	12	3	1	表2-55 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1	表2-57 欠陥の補修方法	
3	2	12	3	1	(13) ひずみとり	3	2	12	3	1	(13) ひずみとり	
3	2	12	3	1	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-56によるものとする。	3	2	12	3	1	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-58によるものとする。	
3	2	12	3	1	表2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1	表2-58 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	
3	2	12	3	1	(14) 仮組立て	3	2	12	3	1	(14) 仮組立て	
3	2	12	3	1	① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。	3	2	12	3	1	① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得てこれに代えることができる。	



現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
6	3	2	0	5	国土交通省機械工事共通仕様書（案）（平成25年3月）	6	3	2	0	5	国土交通省機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）	
6	3	2	0	6	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）	6	3	2	0	6	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	
6	4	0	0	0	第4章	6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	2	0	0	第2節	6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
						6	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	4	2	0	0	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）	6	4	2	0	0	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	
6	4	3	0	0	第3節	6	4	3	0	0	第3節	工場製作工
6	4	3	6	0	鋼製排水管製作工	6	4	3	6	0	鋼製排水管製作工	
6	4	3	6	1	1. 製作加工	6	4	3	6	1	鋼製排水管製作工の施工については、第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	
6	4	3	6	1	(1) 受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。							
6	4	3	6	1	(2) 受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。							
6	4	3	6	1	(3) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。							
6	4	3	6	2	2. 適用規定							
					ボルト・ナットの施工については、第3編3-2-12-3桁製作工の規定による。							
6	4	5	0	0	第5節	6	4	5	0	0	第5節	軽量盛土工
6	4	5	1	0	一般事項	6	4	5	1	0	一般事項	
6	4	5	1	1	本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	6	4	5	1	1	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
6	4	14	0	0	第14節	6	4	14	0	0	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）
6	4	14	1	0	一般事項	6	4	14	1	0	一般事項	
6	4	14	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	6	4	14	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	0	0	0	第5章	6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	1	0	0	第1節	6	5	1	0	0	第1節	適用
6	5	1	0	5	5. 適用規定（3）	6	5	1	0	5	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。
6	5	2	0	0	第2節	6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
						6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	5	6	0	0	第6節	6	5	6	0	0	第6節	可動堰本体工

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
6	5	6	1	0		6	5	6	1	0		一般事項
6	5	6	1	2	2.適用規定	6	5	6	1	2	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術協会、平成28年10月」及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	7	0	0	第7節	6	5	7	0	0	第7節	固定堰本体工
6	5	7	1	0		6	5	7	1	0		一般事項
6	5	7	1	2	2.適用規定	6	5	7	1	2	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術協会、平成28年10月」及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	8	0	0	第8節	6	5	8	0	0	第8節	魚道工
6	5	8	1	0		6	5	8	1	0		一般事項
6	5	8	1	2	2.適用規定	6	5	8	1	2	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術協会、平成28年10月」及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	10	0	0	第10節	6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	10	0		6	5	10	10	0		支承工
6	5	10	10	0		6	5	10	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	15	0	0	第15節	6	5	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）
6	5	15	1	0		6	5	15	1	0		一般事項
6	5	15	1	5	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	15	1	5	5.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	15	6	0		6	5	15	6	0		支承工
6	5	15	6	0		6	5	15	6	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	16	0	0	第16節	6	5	16	0	0	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）
6	5	16	1	0		6	5	16	1	0		一般事項
6	5	16	1	5	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	16	1	5	5.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	16	3	0		6	5	16	3	0		支承工
6	5	16	3	0		6	5	16	3	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	17	0	0	第17節	6	5	17	0	0	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
6	5	17	1	0		6	5	17	1	0		一般事項
6	5	17	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	6	5	17	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
6	5	17	3	0		6	5	17	3	0		支承工
6	5	17	3	0		6	5	17	3	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
7	0	0	0	0	第7編	7	0	0	0	0	第7編	河川海岸編
7	1	0	0	0	第1章	7	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸
7	1	2	0	0	第2節	7	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
7	1	2	0	0		7	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）
7	1	5	0	0	第5節	7	1	5	0	0	第5節	護岸基礎工
7	1	5	1	0		7	1	5	1	0		一般事項
7	1	5	1	6	6. 裏込め材の注入	7	1	5	1	6	6. 裏込め材の施工	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。
7	1	11	0	0	第11節	7	1	11	0	0	第11節	カルバート工
7	1	11	2	0		7	1	11	2	0		材料
7	1	11	2	0		7	1	11	2	0		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
7	3	0	0	0	第3章	7	3	0	0	0	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）
7	3	2	0	0	第2節	7	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
7	3	2	0	0		7	3	2	0	0		農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）
8	0	0	0	0	第8編	8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	1	0	0	0	第1章	8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤
8	1	2	0	0	第2節	8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
8	1	2	0	0		8	1	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）
						8	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
8	1	2	0	0		8	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）
8	2	0	0	0	第2章	8	2	0	0	0	第2章	流路
8	2	4	0	0	第4節	8	2	4	0	0	第4節	流路護岸工
8	2	4	5	0		8	2	4	5	0		コンクリート擁壁工
8	2	4	5	0		8	2	4	5	0		コンクリート擁壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。
8	2	5	0	0	第5節	8	2	5	0	0	第5節	床固め工
8	2	5	4	0		8	2	5	4	0		床固め本体工
8	2	5	4	0		8	2	5	4	0		床固め本体工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	2	5	5	0		8	2	5	5	0		垂直壁工
8	2	5	5	0		8	2	5	5	0		垂直壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	2	5	6	0		8	2	5	6	0		側壁工

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）												
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
8	2	5	6	0		側壁工の施工については、第8編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。	8	2	5	6	0							側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	2	5	7	0		水叩工	8	2	5	7	0							水叩工
8	2	5	7	0		水叩工の施工については、第8編1-8-8水叩工の規定による。	8	2	5	7	0							水叩工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	2	5	8	0		魚道工	8	2	5	8	0							魚道工
8	2	5	8	0		魚道工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	8	2	5	8	0							魚道工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策	8	3	0	0	0	第3章						斜面对策
8	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	第2節						適用すべき諸基準
8	3	2	0	0		斜面防災対策技術協会地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）	8	3	2	0	0							斜面防災対策技術協会新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）
8	3	5	0	0	第5節	擁壁工	8	3	5	0	0	第5節						擁壁工
8	3	5	8	0		落石防護工	8	3	5	8	0							落石防護工
8	3	5	8	2		2. ケーブル金網式の設置 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	3	5	8	2							2. ワイヤロープ及び金網の設置 受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。
8	3	7	0	0	第7節	地下水排除工	8	3	7	0	0	第7節						地下水排除工
8	3	7	4	0		集排水ボーリング工	8	3	7	4	0							集排水ボーリング工
8	3	7	4	4		4. せん孔完了後の標識板 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	8	3	7	4	4							4. せん孔完了後の標示板 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、受注者名を記入した標示板を立てなければならない。
9	0	0	0	0	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	第9編						ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	第1章						コンクリートダム
9	1	7	0	0	第7節	埋設物設置工	9	1	7	0	0	第7節						埋設物設置工
9	1	7	3	0		継目グラウチング設備設置	9	1	7	3	0							継目グラウチング設備設置
9	1	7	3	2		2. パイプづまり対策 受注者は、サブライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	9	1	7	3	2							2. パイプづまり対策 受注者は、サブライ、リターン等に標示板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編						道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	第1章						道路改良
10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	第2節						適用すべき諸基準
							10	1	2	0	0							日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-(平成29年11月)
							10	1	2	0	0							日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)
10	1	11	0	0	第11節	落石雪害防止工	10	1	11	0	0	第11節						落石雪害防止工
10	1	11	5	0		落石防護柵工	10	1	11	5	0							落石防護柵工
10	1	11	5	2		2. ケーブル金網式の設置 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	10	1	11	5	2							2. ワイヤロープ及び金網の設置 受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。
10	1	12	0	0	第12節	遮音壁工	10	1	12	0	0	第12節						遮音壁工
10	1	12	2	0		材料	10	1	12	2	0							材料
10	1	12	2	3		3. 背面板（受音板）の材料 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	10	1	12	2	3							3. 背面板（受音板）の材料 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。
10	2	0	0	0	第2章	舗装	10	2	0	0	0	第2章						舗装
10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	第2節						適用すべき諸基準
10	2	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	2	2	0	0							日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）
							10	2	2	0	0							日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-(平成29年11月)

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
						10	2	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	2	4	0	0	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	第4節	舗装工
10	2	4	10	0		コンクリート舗装工	10	2	4	10	0		コンクリート舗装工
10	2	4	10	4	4. 初期養生	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	10	2	4	10	4	4. 初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。
10	2	8	0	0	第8節	防護柵工	10	2	8	0	0	第8節	防護柵工
10	2	8	1	0		一般事項	10	2	8	1	0		一般事項
10	2	8	1	1	1適用工種	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	10	2	8	1	1	1. 適用工種	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。
10	2	8	1	3	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成20年1月改訂）、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	9	0	0	第9節	標識工	10	2	9	0	0	第9節	標識工
10	2	9	2	0		材料	10	2	9	2	0		材料
10	2	9	2	4	4. リブの取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
10	2	9	2	5	5. 下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	2	9	2	5	5. 下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
10	2	9	2	6	6. 文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	10	0	0	第10節	区画線工	10	2	10	0	0	第10節	区画線工
10	2	10	1	0		一般事項	10	2	10	1	0		一般事項
10	2	10	1	3	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	13	0	0	第13節	橋梁付属物工	10	2	13	0	0	第13節	橋梁付属物工
10	2	13	2	0		伸縮装置工	10	2	13	2	0		伸縮装置工
10	2	13	2	0		伸縮装置工の施工については、「第3編3-2-3-24伸縮装置工」の規定による。	10	2	13	2	0		伸縮装置工の施工については、第3編3-2-3-24伸縮装置工の規定による。
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	適用	10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	10	3	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。
10	3	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。
10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
						10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
						10	3	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
						10	3	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	3	6	0	0	第6節	橋台工	10	3	6	0	0	第6節	橋台工
10	3	6	8	0		橋台躯体工	10	3	6	8	0		橋台躯体工
10	3	6	8	3	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	3	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	6	8	6	6. モルタル仕上げ	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	3	6	8	6	6. モルタル仕上げ	受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	3	8	0	0	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	第8節	鋼製橋脚工
10	3	8	10	0		橋脚架設工	10	3	8	10	0		橋脚架設工
10	3	8	10	1	1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第18章 施工」（日本道路協会、平成24年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	8	11	0		現場継手工	10	3	8	11	0		現場継手工
10	3	8	11	2	2. 適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第18章 施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧 Ⅲ現場施工編 第3章 架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	2. 適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧 Ⅲ現場施工編 第3章 架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
10	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
10	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	
10	4	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	4	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
							10	4	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）
							10	4	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工	10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	10	0		支承工	10	4	5	10	0		支承工
10	4	5	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	4	8	0	0	第8節	橋梁付属物工	10	4	8	0	0	第8節	橋梁付属物工
10	4	8	6	0		橋梁用防護柵工	10	4	8	6	0		橋梁用防護柵工
10	4	8	6	0		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	10	4	8	6	0	(1)	受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。
							10	4	8	6	0	(2)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。
							10	4	8	6	0		① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所
							10	4	8	6	0		② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所
							10	4	8	6	0		③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	第1節	適用	10	5	1	0	0	第1節	適用
10	5	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	10	5	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。
10	5	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	5	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。
10	5	1	0	5	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。	10	5	1	0	5	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。
10	5	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	5	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。
10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）
10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）
10	5	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	5	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）
							10	5	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
						10	5	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	5	5	0	0	第5節	10	5	5	0	0	第5節	PC橋工
10	5	5	1	0		10	5	5	1	0		一般事項
10	5	5	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	5	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	5	6	0		10	5	5	6	0		支承工
10	5	5	6	0		10	5	5	6	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	6	0	0	第6節	10	5	6	0	0	第6節	プレビュー橋工
10	5	6	1	0		10	5	6	1	0		一般事項
10	5	6	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	6	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	7	0	0	第7節	10	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	1	0		10	5	7	1	0		一般事項
10	5	7	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	7	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	7	3	0		10	5	7	3	0		支承工
10	5	7	3	0		10	5	7	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工」（平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	8	0	0	第8節	10	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	1	0		10	5	8	1	0		一般事項
10	5	8	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	8	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	9	0	0	第9節	10	5	9	0	0	第9節	PC版橋工
10	5	9	1	0		10	5	9	1	0		一般事項
10	5	9	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	9	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	10	0	0	第10節	10	5	10	0	0	第10節	PC箱橋工
10	5	10	1	0		10	5	10	1	0		一般事項
10	5	10	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	10	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	11	0	0	第11節	10	5	11	0	0	第11節	PC片持箱橋工
10	5	11	1	0		10	5	11	1	0		一般事項
10	5	11	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	11	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	5	12	0	0	第12節	10	5	12	0	0	第12節	PC押し出し箱橋工
10	5	12	1	0		10	5	12	1	0		一般事項
10	5	12	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	10	5	12	1	7	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
10	6	0	0	0	第6章	10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	6	1	0	0	第1節	適用	10	6	1	0	0	第1節	適用
10	6	1	0	9	9.坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10	6	1	0	9	9.坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 受注者は、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	6	2	0	0		厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	10	6	2	0	0		厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）
							10	6	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）
							10	6	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
							10	6	2	0	0		厚生労働省山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）
10	6	3	0	0	第3節	トンネル掘削工	10	6	3	0	0	第3節	トンネル掘削工
10	6	3	2	0		掘削工	10	6	3	2	0		掘削工
							10	6	3	2	8	8.切羽監視責任者の配置	切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議し配置不要とすることができる。
10	6	8	0	0	第8節	坑門工	10	6	8	0	0	第8節	坑門工
10	6	8	6	0		銘板工	10	6	8	6	0		銘板工
10	6	8	6	3		図10-6-2 標示板の刻示方法	10	6	8	6	3		図10-6-2 標示板の設置イメージ図
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）
10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）
10	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	10	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）
10	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	10	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）
							10	7	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）
							10	7	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成29年11月）
							10	8	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
							10	8	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	8	5	0	0	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	0	第5節 鋼製シェッド下部工
10	8	5	6	0		受台工	10	8	5	6	0	受台工
10	8	5	6	5	5. 支承部の箱抜き の施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支便 覧 第5章 支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法に よる場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければ ならない。	10	8	5	6	5	5. 支承部の箱抜き の施工 受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支便 覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月） の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書 に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	9	0	0	0	第9章	地下横断歩道	10	9	0	0	0	第9章 地下横断歩道
10	9	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	9	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準
							10	9	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
							10	9	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場	10	10	0	0	0	第10章 地下駐車場
10	10	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	10	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準
							10	10	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
							10	10	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	11	0	0	0	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	第11章 共同溝
10	11	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準
							10	11	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
							10	11	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	12	0	0	0	第12章	電線共同溝	10	12	0	0	0	第12章 電線共同溝
10	12	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	12	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準
							10	12	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
							10	12	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	12	5	0	0	第5節	電線共同溝工	10	12	5	0	0	第5節 電線共同溝工
10	12	5	4	0		現場打ボックス工（特殊部）	10	12	5	4	0	現場打ボックス工（特殊部）
10	12	5	4	0		現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編10- 11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	10	12	5	4	0	現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編10- 11-6-2現場打躯体工の規定による。
10	13	0	0	0	第13章	情報ボックス工	10	13	0	0	0	第13章 情報ボックス工
10	13	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	13	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準
							10	13	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）
							10	13	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	14	0	0	0	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	第14章 道路維持
10	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準
10	14	2	0	0		国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイド ライン（平成16年5月）						
							10	14	2	0	0	日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平 成28年11月）

現行（平成29年10月）							新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
							10	14	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）
							10	14	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	14	4	0	0	第4節	舗装工	10	14	4	0	0	第4節	舗装工
10	14	4	7	0		路上再生工	10	14	4	7	0		路上再生工
10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。	10	14	4	7	2	2. 路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。
10	14	4	7	2	(2)	室内配合	10	14	4	7	2	(2)	室内配合
10	14	4	7	2	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-25マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。
10	14	4	7	2	(3)	現場配合	10	14	4	7	2	(3)	現場配合
10	14	4	7	2		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-25マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。
10	14	7	0	0	第7節	標識工	10	14	7	0	0	第7節	標識工
10	14	7	2	0		材料	10	14	7	2	0		材料
10	14	7	2	4	4. 標識板	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	4. 標識板	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
10	14	7	2	5	5. 標識板の下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	14	7	2	5	5. 標識板の下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
10	14	7	2	6	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	14	14	0	0	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	第14節	橋梁床版工
10	14	14	4	0		床版補強工（増桁架設工法）	10	14	14	4	0		床版補強工（増桁架設工法）
10	14	14	4	8	8. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	10	14	14	4	8	8. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。
10	14	19	0	0	第19節	道路付属物復旧工	10	14	19	0	0	第19節	道路付属物復旧工
10	14	19	3	0		付属物復旧工	10	14	19	3	0		付属物復旧工
10	14	19	3	5	5. 標識板復旧の施工	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	10	14	19	3	5	5. 標識板復旧の施工	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	第15章	雪寒

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
10	15	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	15	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							10	15	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）
							10	15	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
							10	16	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）
							10	16	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	16	9	0	0	第9節	標識工	10	16	9	0	0	第9節	標識工
10	16	9	2	0		材料	10	16	9	2	0		材料
10	16	9	2	4	4. リブの取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	16	9	2	4	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
10	16	9	2	5	5. 脱脂処理	受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	16	9	2	5	5. 脱脂処理	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
10	16	9	2	6	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	16	18	0	0	第18節	落石雪害防止工	10	16	18	0	0	第18節	落石雪害防止工
10	16	22	0	0	第22節	橋梁附属物工	10	16	22	0	0	第22節	橋梁附属物工
10	16	22	4	0		落橋防止装置工	10	16	22	4	0		落橋防止装置工
10	16	22	4	1	1. 配筋状況の確認	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	10	16	22	4	1	1. 配筋状況の確認	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し報告しなければならない。

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

## 現行 (平成29年10月)

## 新 (令和元年10月)

現行 (平成29年10月)	新 (令和元年10月)																																																				
<p>第1編1-1-32</p> <p>表1-3 一般的制限値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">車両の諸元</th> <th style="width: 80%;">一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	<p>第1編1-1-32</p> <p>表1-3 一般的制限値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">車両の諸元</th> <th style="width: 80%;">一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m (ただし、指定道路については4.1m)</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)	重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m																
車両の諸元	一般的制限値																																																				
幅	2.5m																																																				
長さ	12.0m																																																				
高さ	3.8m																																																				
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)																																																				
軸重	10.0 t																																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t																																																				
輪荷重	5.0 t																																																				
最小回転半径	12.0m																																																				
車両の諸元	一般的制限値																																																				
幅	2.5m																																																				
長さ	12.0m																																																				
高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)																																																				
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)																																																				
軸重	10.0 t																																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t)、1.8m以上の場合は20 t																																																				
輪荷重	5.0 t																																																				
最小回転半径	12.0m																																																				
<p>第1編3-10-3</p> <p>表3-5 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="width: 20%;">早強ポルトランドセメント</th> <th style="width: 30%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p>第1編3-10-3</p> <p>表3-5 寒中コンクリートの<b>温度制御</b>養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="width: 20%;">早強ポルトランドセメント</th> <th style="width: 30%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境			養生温度	セメントの種類																																																	
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント		混合セメントB種																																																	
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																	
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																	
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																	
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																	
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																			
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																	
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																	
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																	
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																	
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																	

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (平成29年10月)

新 (令和元年10月)

第2編2-6-2

第2編2-6-2

表2-19 普通ポルトランドセメントの品質

表2-19 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比 表 面 積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	バット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10以下
圧 縮 強 さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下
	28d	400 以下
酸化マグネシウム%		5.0 以下
三酸化硫黄%		3.5 以下
強熱減量%		5.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩化物イオン%		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6%以下とする。

品 質		規 格
比 表 面 積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	バット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10以下
圧 縮 強 さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28d	測定値を報告する
酸化マグネシウム%		5.0 以下
三酸化硫黄%		3.5 以下
強熱減量%		5.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩化物イオン%		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6%以下とする。

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (平成29年10月)

新 (令和元年10月)

第2編2-8-1

第2編2-8-1

表2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

表2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

表2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

種類および記号		PKR-T	
項目			
エングレー度(25℃)		1~10	
セイボルトフロー秒(50℃)	s	—	
ふるい残留分(1.18mm)	%	0.3以下	
付着度		2/3以上	
粒子の電荷		陽(+)	
留出油分(360℃までの)		—	
蒸発残留分	%	50以上	
蒸発残留物	針入度(25℃)1/10mm	60を超え150以下	
	軟化点	℃	42.0以上
	タフネス	(25℃)N・m	3.0以上
		(15℃)N・m	—
	テナシティ	(25℃)N・m	1.5以上
		(15℃)N・m	—
貯蔵安定度(24hr)質量	%	1以下	
浸透性	s	—	
凍結安定度(-5℃)		—	

表2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

種類および記号		PKR-T	
項目			
エングレー度(25℃)		1~10	
ふるい残留分(1.18mm)	%	0.3以下	
付着度		2/3以上	
粒子の電荷		陽(+)	
蒸発残留分	%	50以上	
蒸発残留物	針入度(25℃)1/10mm	60を超え150以下	
	軟化点	℃	42.0以上
	タフネス	(25℃)N・m	3.0以上
		(15℃)N・m	—
	テナシティ	(25℃)N・m	1.5以上
		(15℃)N・m	—
貯蔵安定度(24hr)質量	%	1以下	

第2編2-8-3

第2編2-8-3

表2-25 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系) 路上表層再生用

表2-25 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系) 路上表層再生用

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法	
粘 度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧参照	
蒸 発 残 留 分	%	60以上	〃	
引 火 点 (COC)	℃	200以上	〃	
蒸発残留物	粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	〃
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	〃
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法	
粘 度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧A072	
蒸 発 残 留 分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧A079	
引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045	
蒸発残留物	粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (平成29年10月)

新 (令和元年10月)

第2編2-8-3

第2編2-8-3

表2-26 再生用添加剤の品質 (オイル系) 路上表層再生用

表2-26 再生用添加剤の品質 (オイル系) 路上表層再生用

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点 (C O C)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照
粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	〃
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	〃
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点 (C O C)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

第2編2-8-3

第2編2-8-3

表2-27 再生用添加材の標準的性状

表2-27 再生用添加材の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80~1,000
引火点℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	+3~-3
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成分析	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>とすることが望ましい。

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80~1,000
引火点℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>とすることが望ましい。

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

**現行 (平成29年10月)**

**新 (令和元年10月)**

第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準

品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件
未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—
	粘 度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup>	夏用 30±2℃	
	可 使 時 間	時間	2以上	冬用 10±2℃	
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		
硬化した接着剤	密 度	g/cm <sup>3</sup>	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃  7日間
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上		
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上		
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上		
	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上		

[注1] 可使時間は練りまぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。

[注2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ 1mm 塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。

[注3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。

第3編2-3-23 現場継手工

第3編2-3-23 現場継手工

表2-5 無機ジंकリッチペイントを塗装する場合の条件

表2-4 無機ジंकリッチペイントを塗装する場合の条件

項 目	条 件
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μ m
接触面の合計乾燥塗膜厚	90～200 μ m
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μ m程度以上

項 目	条 件
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μ m
接触面の合計乾燥塗膜厚	90～200 μ m
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μ m程度以上

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

### 現行 (平成29年10月)

表2-6 設計ボルト軸力 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238

### 新 (令和元年10月)

表2-5 設計ボルト軸力 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238
S14T	M22	299
	M24	349

表2-7 常温時 (10～30℃) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290

表2-6 常温時 (10～30℃) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290
S14T	M22	311～373
	M24	363～435

表2-8 常温時以外 (0～10℃、30～60℃の締付けボルト軸力の平均値)

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304

表2-7 常温時以外 (0～10℃、30～60℃の締付けボルト軸力の平均値)

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304
S14T	M22	299～391
	M24	349～457

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

## 現行 (平成29年10月)

## 新 (令和元年10月)

### 第3編2-12-2 材料

#### 表2-46 溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料

### 第3編2-12-2 材料

#### 表2-47 溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

### 第3編2-12-3 桁製作工

#### 表2-51 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)			
		板厚区分(mm)			
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SMA570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80

[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合、20℃程度に加熱する。

### 第3編2-12-3 桁製作工

#### 表2-50 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)				
		板厚区分(mm)				
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下	
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	
SMA490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	
SMA570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	
SBHS400	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SBHS400W		予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SBHS500		ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS500W			予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合、20℃程度に加熱する。

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

### 現行 (平成29年10月)

表2-52 予熱温度の標準を適用する場合の $P_{CM}$ の条件

鋼材の 板厚 (mm)	鋼 種				
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下

(%)

### 新 (令和元年10月)

表2-53 予熱温度の標準を適用する場合の $P_{CM}$ の条件

鋼材の 板厚 (mm)	鋼 種						
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下		
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下		

(%)

表2-54  $P_{CM}$ 値と予熱温度の標準

$f_{cm}$ (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)		
		板厚区分 (mm)		
		$t \leq 25$	$25 < t \leq 40$	$40 < t \leq 100$
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAW	予熱なし	50	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAW	予熱なし	50	80
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAW	50	80	80
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAW	50	80	100
	GMAW, SAW	50	50	80
0.29	SMAW	80	100	100
	GMAW, SAW	50	80	80

### 第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工

表2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度

	ボルトの呼び径	
	68mm以下	68mmをこえるもの
ね じ の 種 類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル並目ねじ)	メートル並目ねじ JIS B 0205 (メートル細目ねじ)
ピ ッ チ	JIS規格による	
精 度	3級 JIS B 0209 (メートル並目ねじの許容限界 寸法及び公差)	3級 JIS B 020 (メートル並目ねじの許容限界 寸法及び公差)

### 第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工

表2-62 ねじの種類、ピッチ及び精度

	ボルトの呼び径	
	68mm以下	68mmをこえるもの
ね じ の 種 類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)
ピ ッ チ	JIS規格による	
精 度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

### 現行 (平成29年10月)

#### 第6編1-7-2 材料

表1-4 止水材の品質規格

項目	単位	規格値	試験方法
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。
引張り強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上 (1200以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。

#### 第12編4-3-2 材料

表4-1 アスファルト乳剤系表層材

項目	標準値	試験方法
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204
すべり抵抗値	乾燥時 70~100 湿潤時 40~70	ASTM E 303-66T
反発弾性	0.65~0.80	TB反発係数=√H/254
促進耐候性	500時間暴露後も 剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415WS型試験機

表4-2 アスファルト弾性混合物

項目	標準値	試験方法
衝撃吸収性	10~45%	GB反発試験
弾性反発性	3~12%	SB反発試験
安定性	15~35%	プロクター試験φ4.5mm 20℃
復元性	65%	20℃ 1時間
密度	13~19kN/m <sup>3</sup> (1.3~1.9g/cm <sup>3</sup> )	

### 新 (令和元年10月)

#### 第6編1-7-2 材料

表4-1 アスファルト乳剤系表層材

項目	単位	規格値	試験方法
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。
引張り強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上 (1200以上)	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。

#### 第12編4-3-2 材料

表4-1 アスファルト乳剤系表層材

項目	標準値	試験方法
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000回)
すべり抵抗値	湿潤時 40以上	ASTM E 303-66T (ホータグ・スキッドレジスタンススター)
テニスボールバウンド性	0.65~0.80	TB反発試験
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が生じ ないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過 去に施工された競技場やコートなど の劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000時間

表4-2 アスファルト弾性混合物

項目	標準値	試験方法
衝撃吸収性	10~45%	GB反発試験
弾性反発性	3~12%	SB反発試験
安定性	15~35%	プロクター試験φ4.5mm 20℃
復元性	60%以上	20℃ 1時間 (アスファルト貫入試験)
密度	13~19kN/m <sup>3</sup> (1.3~1.9g/cm <sup>3</sup> )	
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が生じ ないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過 去に施工された競技場やコートなど の劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000時間

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

## 現行 (平成29年10月)

表4-3 アクリル樹脂系表層材

項目	標準値	試験方法
すべり抵抗	乾燥時 70以上 湿潤時 40~75	ASTM E 303-66T
テニスボール バウンド性	0.65~0.80	TB反発試験
	55~65	TB摩擦試験(注)
反発弾性	20%以下	SB反発試験
衝撃吸収性	50~70%	GB反発試験 (クッションあり)
	20~60%	(クッションなし)
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204
接着性	0.29N/mm2以上 (3kgf/cm2)	JIS A 6909
促進耐候性	500時間暴露後も 剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415WS型試験機

(注)テニスボールの上に10kgの荷重をかけたときの動摩擦係数

## 新 (令和元年10月)

表4-3 アクリル樹脂系表層材

項目	標準値	試験方法
すべり抵抗	湿潤時 40以上	ASTM E 303-66T (ボーター・スキッド・レス・スタンデスター)
反発弾性	20%以下	SB反発試験
衝撃吸収性	クッション無 50~70%	GB反発試験
	クッション有 20~60%	
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000回)
接着性	0.3N/mm2	JIS A 6854 (20℃)
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が生じ ないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過 去に施工された競技場やコートなど の劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000時間

表4-4 ポリウレタン系表層材層材

項目	標準値	試験方法
硬 度	20℃ 40~75 70℃ 20℃の時の -10%以内	JIS K 6253
引張強度	2.0N/mm2以上 (20kgf/cm2)	JIS K 6251
伸び率	500%以上	JIS K 6251
引裂強度	120N/cm以上 (12kgf/cm)	JIS K 6252
耐摩耗性	600mg以下	JIS K 7204
耐候性	ひびわれ、チョーキング退 色などの劣化を生じないこ と	(屋外暴露) 1年間以上屋外南面に暴露または過 去に施工された競技場やコートなど の劣化状況判断による (促進暴露) JIS K 1415 WS型ウェザーマーター 1000時間
下地との接着性	20℃ 50N/25mm以上 (5.0kg/25mm) 50℃ 15N/25mm以上 (1.5kg/25mm)	JIS K 6854-1~4

表4-4 ポリウレタン系表層材層材

項目	標準値	試験方法
硬 さ	20℃ 40~75 70℃ 20℃の時の-10%以内	JIS K 6253 デュロメーターA
引張強 さ	2.0Mpa以上	JIS K 6251
伸び率	500%以上	JIS K 6251
引裂強度	12N/mm以上	JIS K 6251
耐摩擦性	600mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000回)
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色など著しい劣化が生じ ないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過 去に施工された競技場やコートなど の劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000時間
下地との接着性	20℃ 50N/25mm以上	JIS K 6854、90度剥離 下地-アスコン
	50℃ 15N/25mm以上 またはアスコン凝集試験	

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

### 現行 (平成29年10月)

表4-5 透水型現場施工品表層材

項目	標準値	試験方法
引張強度	0.5N/mm <sup>2</sup> 以上 (5.0kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	JIS K 6251
伸び率	50%以上	JIS K 6251
比重	0.65以上	JIS K 6767
耐摩耗性	200mg以下	JIS K 7204
滑り抵抗	乾燥時 70以上 湿潤時 40以上	ASTM E303-66T
耐候性	ひびわれ、チョーキング退色などの劣化を生じないこと	(屋外暴露) 1年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による (促進暴露) JIS K 1415 WS型ウェザーメーター 1000時間

### 新 (令和元年10月)

表4-5 透水型現場施工品表層材

項目	標準値	試験方法
引張強度	0.5N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS K 6251
伸び率	50%以上	JIS K 6251
耐摩耗性	200mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17、9.8N、1000回)
反発弾性	25%以下	JIS K 6255
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーメーター 1000時間

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	第12編	公園緑地編	
12	1	0	0	0	第1章	基盤整備	12	1	0	0	第1章	基盤整備	
12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	1	2	0	第2節	適用すべき諸基準	
12	1	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	12	1	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成22年度版）（平成22年6月）	12	1	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成21年6月）	12	1	2	0	0	日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）（平成24年8月）	
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）	12	1	2	0	0	日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年度版）（平成22年4月）	
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	12	1	2	0	0	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）（平成24年3月）	
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	12	1	2	0	0	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成21年度版）（平成22年3月）	
							12	1	2	0	0	日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル（平成21年4月）	
							12	1	2	0	0	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成11年12月）	
							12	1	2	0	0	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	
							12	1	2	0	0	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
12	1	2	0	0		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成16年9月）	12	1	2	0	0	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成24年度版）（平成25年12月）	
12	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成18年11月）						全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成25年10月）	
12	1	3	0	0	第3節	敷地造成工	12	1	3	0	0	第3節	敷地造成工
12	1	3	2	0		表土保全工	12	1	3	2	0		表土保全工
12	1	3	2	2		2. 受注者は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	1	3	2	2		2. 受注者は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	1	3	2	3		3. 受注者は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬するものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	1	3	2	3		3. 受注者は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬するものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	1	3	3	0		整地工	12	1	3	3	0		整地工
12	1	3	3	1		1. 受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。	12	1	3	3	1		1. 受注者は、公園整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。
12	1	3	3	2		2. 受注者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。	12	1	3	3	2		2. 受注者は、公園整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
12	1	3	3	3		3. 受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水柵に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。	12	1	3	3	3		3. 受注者は、公園整地の施工については、敷地内の汚水柵に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
12	1	3	3	4		4. 受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。	12	1	3	3	4		4. 受注者は、公園整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	1	3	4	0		12	1	3	4	0		掘削工
12	1	3	4	0		12	1	3	4	0		掘削工の施工については、第1編2-3-2掘削工の規定によるものとする。
						12	1	3	6	0		路体盛土工
						12	1	3	6	0		路体盛土工の施工については、第1編2-4-3路体盛土工の規定によるものとする。
12	1	3	6	0		12	1	3	7	0		路床盛土工
12	1	3	7	0		12	1	3	8	0		法面整形工
12	1	3	8	0		12	1	3	9	0		路床安定処理工
12	1	3	9	0		12	1	3	10	0		置換工
12	1	3	10	0		12	1	3	11	0		サンドマット工
12	1	3	11	0		12	1	3	12	0		パーチカルドレーン工
12	1	3	12	0		12	1	3	13	0		残土処理工
12	1	5	0	0	第5節	12	1	5	0	0	第5節	植生基盤工
12	1	5	1	0		12	1	5	1	0		一般事項
12	1	5	1	3	3.	12	1	5	1	3	3.	植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これによりがたい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。
12	1	5	2	0		12	1	5	2	0		材料
12	1	5	2	1	1.	12	1	5	2	1	1.	表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。
						12	1	5	2	2	(3)	有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。
12	1	5	2	2	(3)	12	1	5	2	2	(4)	有機質土壌改良材（パーク堆肥）については、広葉樹又は針葉樹の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。なお、未熟なパーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。
12	1	5	2	2	(4)	12	1	5	2	2	(5)	(5) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。
12	1	5	2	2	(5)	12	1	5	2	2	(6)	(6) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。
12	1	5	2	2	(6)	12	1	5	2	2	(7)	(7) 針葉樹皮改良材、パーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。
12	1	5	2	2	(7)	12	1	5	2	2	(8)	(8) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	1	5	4	0		12	1	5	4	0		土層改良工
12	1	5	4	2	2.	12	1	5	4	2	2.	受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、設計図書によるものとし、過度の締め固めを行わないようにしなければならない。

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	1	5	4	4	4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し <b>がたい</b> 場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。	12	1	5	4	4	4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し <b>難い</b> 場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。	
12	1	5	5	0		12	1	5	5	0		土性改良工
12	1	5	5	4	4. 受注者は、除塩の施工については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	5	5	4	4. 除塩の施工については、設計図書によるものとし、これにより <b>難い</b> 場合は、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	5	5	4	(2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	1	5	5	4	(2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものとし、これにより <b>難い</b> 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	1	5	6	0		12	1	5	6	0		表土盛土工
12	1	5	6	1	1. 受注者は、表土盛土工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	5	6	1	1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	5	7	0		12	1	5	7	0		人工地盤工
12	1	5	7	1	1. 受注者は、防水の施工については、「 <b>公共建築 改修工事標準仕様書（建築工事編）</b> 」第3章防水改修工事の規定によるものとする。	12	1	5	7	1	1. 受注者は、防水の施工については、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第9章防水工事及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第3章防水工事</b> の規定によるものとする。	
12	1	5	8	0		12	1	5	8	0		造形工
12	1	5	8	4	4. 受注者は、築山の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	5	8	4	4. 築山の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	6	0	0	第6節	12	1	6	0	0	第6節	法面工
12	1	6	1	0		12	1	6	1	0		一般事項
12	1	6	1	2	2. 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工－盛土工指針5－6盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「 <b>のり枠工の設計・施工指針第5章施工</b> 」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤震工学会、平成12年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	12	1	6	1	2	2. 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工－盛土工指針5－6盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「 <b>のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工</b> 」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤震工学会、平成24年5月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
12	1	6	3	0		12	1	6	3	0		法面ネット工
12	1	6	3	2	2. 受注者は、法面ネットの施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	6	3	2	2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	6	6	0		12	1	6	6	0		編柵工
12	1	6	6	5	5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	1	6	6	5	5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、設計図書によるものとし、これにより <b>難い</b> 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	1	8	0	0	第8節	12	1	8	0	0	第8節	擁壁工
12	1	8	1	0		12	1	8	1	0		一般事項

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	1	8	1	2	2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般」（日本道路協会、平成11年3月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定によらなければならない。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	12	1	8	1	2	2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
12	1	8	3	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	12	1	8	3	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	
12	1	8	3	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	1	8	3	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
12	1	8	8	0	石積工	12	1	8	8	0	石積工	
12	1	8	8	5	5. 受注者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	8	8	5	5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	8	8	8	8. 受注者は、面積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	8	8	8	8. 面積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	8	8	9	9. 受注者は、玉石積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	8	8	9	9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	8	8	10	10. 受注者は、小端積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	8	8	10	10. 小端積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	8	8	11	11. 受注者は、こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	1	8	8	11	11. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	8	8	14	14. 受注者は、割石積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12					14. 割石積の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	1	8	8	15	15. 雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。 （雑割石張）絵図省略 （雑石張）絵図省略	12						
12	1	8	8	16	16. 受注者は、石積高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	12	1	8	8	15	15. 受注者は、石積高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	
12	1	9	0	0	第9節	12	1	9	0	0	第9節	
12	1	9	2	0	公園カルバート工	12	1	9	2	0	公園カルバート工	
12	1	9	2	0	材料	12	1	9	2	0	材料	
12	1	9	2	0	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料については、設計図書によるものとするが、記載なき場合は、「道路土工－カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成11年3月）の規定によるものとする。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	12	1	9	2	0	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料については、設計図書によるものとするが、記載なき場合は、「道路土工－カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
12	1	9	3	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	12	1	9	3	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	
12	1	9	3	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	1	9	3	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
12	1	10	0	0	第10節	12	1	10	0	0	第10節	
12	1	10	3	0	公園施設等撤去・移設工	12	1	10	3	0	公園施設等撤去・移設工	
12	1	10	3	3	3. 受注者は、景石の据付けについては、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。	12	1	10	3	3	3. 受注者は、景石の据付けについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。	
12	1	10	5	0	発生材再利用工	12	1	10	5	0	発生材再利用工	
12	1	10	5	0	受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	1	10	5	0	受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	2	0	0	0	第2章	12	2	0	0	0	第2章	
					植栽						植栽	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
12	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	12	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
12	2	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成22年度版）（平成22年6月）	12	2	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）
12	2	2	0	0		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	12						日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）
12	2	3	0	0	第3節	植栽工	12	2	3	0	0	第3節	植栽工
12	2	3	1	0		一般事項	12	2	3	1	0		一般事項
12	2	3	1	2		2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形態不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形態不良の判定にあたっては、監督職員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	12	2	3	1	2		2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形態不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形態不良の判定にあたっては、監督職員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
12	2	3	1	3		3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。	12	2	3	1	3		3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。
12	2	3	1	9	(9)	受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	12	2	3	1	9	(9)	受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。
12	2	3	1	9	(12)	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	12	2	3	1	9	(12)	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
12	2	3	1	9	(13)	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	12						
12	2	3	1	9	(14)	受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	2	3	1	9	(13)	受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	2	3	1	9	(15)	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	12	2	3	1	9	(14)	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
12	2	3	1	9	(16)	受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。	12	2	3	1	9	(15)	受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。
12	2	3	2	0		材料	12	2	3	2	0		材料

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
12	2	3	2	4	(7)	しゅろなわは、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。	12	2	3	2	4	(7) シュロ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。	
12	2	3	2	6	(3)	客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これによりがたい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。	12	2	3	2	6	(3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これにより難しい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。	
12	2	3	2	10	10.	樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	12	2	3	2	10	10. 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
12	2	3	2	11	11.	樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	12	2	3	2	11	11. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
12	2	3	2	12	12.	根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	12	2	3	2	12	12. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
12	2	3	3	0		高木植栽工	12	2	3	3	0	高木植栽工	
12	2	3	3	2	2.	受注者は、樹木の植付けについては、以下の各号の規定によるものとする。	12	2	3	3	2	2. 樹木の植付けについては、以下の各号の規定によるものとする。	
12	2	3	3	4	4.	受注者は、樹木の、支柱の設置については、以下の各号の規定によるものとする。	12	2	3	3	4	4. 樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	2	3	3	4	(1)	受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹（枝）との交差部分は、すべて保護材を巻き、しゅろ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。	12	2	3	3	4	(1) 受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹（枝）との交差部分は、すべて保護材を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。	
12	2	3	6	0		地被類植栽工	12	2	3	6	0	地被類植栽工	
12	2	3	6	2	2.	受注者は、芝の植付けについては、以下の各号の規定によるものとする。	12	2	3	6	2	2. 芝の植付けについては、以下の各号の規定によるものとする。	
12	2	3	6	2	(2)	受注者は、芝の張り付けに先立って、設計図書に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、良質土を設計図書に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。	12	2	3	6	2	(2) 受注者は、芝の張り付けに先立って、設計図書に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、瓦礫、雑草を除去した後、良質土を設計図書に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。	
12	2	3	9	0		花壇植栽工	12	2	3	9	0	花壇植栽工	
12	2	3	9	0		受注者は、花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定によるものとする。	12	2	3	9	0	花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定によるものとする。	
12	2	4	0	0	第4節	移植工	12	2	4	0	0	第4節	移植工
12	2	4	4	0		高木移植工	12	2	4	4	0		高木移植工
12	2	4	4	3	3.	受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	12	2	4	4	3	3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
12	2	4	4	6	6.	受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種および工法については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	2	4	4	6	6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種および工法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	2	4	5	0		根株移植工	12	2	4	5	0		根株移植工
12	2	4	5	1	(2)	受注者は、根株の移植先については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	2	4	5	1	(2) 受注者は、根株の移植先については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	2	4	5	4		4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	2	4	5	4		4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	2	5	0	0	第5節	樹木整姿工	12	2	5	0	0	第5節	樹木整姿工
12	2	5	1	0		一般事項	12	2	5	1	0		一般事項
12	2	5	1	3		3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	12	2	5	1	3		3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
12	2	5	2	1		(1) 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	2	5	2	1		(1) 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	2	5	2	1		(2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	2	5	2	1		(2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	2	5	5	0		樹勢回復工	12	2	5	5	0		樹勢回復工
12	2	5	5	2		2. 受注者は、樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、以下の各号の規定によるものとする。	12	2	5	5	2		2. 受注者は、樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	0	0	0	第3章	施設整備	12	3	0	0	0	第3章	施設整備
12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	3	2	0	0		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成20年1月）	12	3	2	0	0		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成24年3月）
12	3	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成22年度版）（平成22年6月）	12	3	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）
12	3	2	0	0		都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン（平成11年8月30日）	12	3	2	0	0		国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン（案）（改訂版）（平成27年9月）
12	3	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（平成20年8月）	12	3	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月）
							12	3	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（平成26年6月）
12	3	2	0	0		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準（平成20年8月）	12	3	2	0	0		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014（平成26年6月）
12	3	2	0	0		日本電気協会 内線規程（平成17年）	12	3	2	0	0		日本電気協会 内線規程（平成28年10月）
12	3	2	0	0		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成4年12月）	12	3	2	0	0		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成22年1月）
12	3	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	12	3	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年度版）（平成22年11月）
12	3	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	12	3	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）
							12	3	2	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）
							12	3	2	0	0		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
12	3	2	0	0		日本道路協会 路上再生路盤工法技術指針（案）（昭和62年1月）							
12	3	2	0	0		全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針（平成22年4月）	12	3	2	0	0		国土交通省 土木工事安全施工技術指針（平成29年3月）
12	3	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書（平成19年3月）	12	3	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書（平成27年3月）

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
							12	3	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）
							12	3	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）
							12	3	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）
							12	3	2	0	0		国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）
							12	3	2	0	0		建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和61年6月）
12	3	3	0	0	第3節	給水設備工	12	3	3	0	0	第3節	給水設備工
12	3	3	2	0		材料	12	3	3	2	0		材料
12	3	3	2	1		JIS G 3451（水輸送用塗覆装鋼管の異形管）							
12	3	3	2	1		JIS G 3492（水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法）							
12	3	3	3	0		水栓類取付工	12	3	3	3	0		水栓類取付工
12	3	3	3	3		3. 受注者は、止水栓ボックスの設置については、下記の事項により施工しなければならない。	12	3	3	3	3		3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	3	4	0		貯水施設工							
12	3	3	4	3		3. 受注者は、貯留施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定によるものとする。							3. 貯留施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定によるものとする。
12	3	3	5	0		循環設備工	12	3	3	5	0		循環設備工
12	3	3	5	4		4. 受注者は、噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	3	5	4		4. 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	3	5	10		10. 受注者は、配管材の接合については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	3	5	10		10. 配管材の接合については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	3	5	11		11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領（一））のフレキシブルジョイントを使用して施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管は除く。	12	3	3	5	11		11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領（一））のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管は除く。
12	3	3	6	0		散水施設工	12	3	3	6	0		散水施設工
12	3	3	6	1		1. 受注者は、スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	3	6	1		1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	3	9	0		作業土工（床掘り・埋戻し）	12	3	3	9	0		作業土工（床掘り・埋戻し）
12	3	3	9	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	3	3	9	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
12	3	3	10	0		給水管路工	12	3	3	10	0		給水管路工
12	3	3	10	1		1. 受注者は、給水管の施工については、以下の各号の規定によるものとする。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	12	3	3	10	1		1. 受注者は、給水管の施工については、以下の各号の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ施工しなければならない。
12	3	3	10	4		4. 受注者は、鑄鉄管類の布設については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	3	10	4		4. 鑄鉄管類の布設については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	3	10	5		5. 受注者は、硬質塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	3	10	5		5. 硬質塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	3	10	6		6. 受注者は、給水管の接合については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	3	10	6		6. 給水管の接合については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	4	0	0	第4節	雨水排水設備工	12	3	4	0	0	第4節	雨水排水設備工
12	3	4	2	0		材料	12	3	4	2	0		材料

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
						12	3	4	2	1		JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）
						12	3	4	2	1		JIS G 3470（コルゲートセクション）
12	3	4	2	1	JIS G 3471（コルゲートパイプ及びコルゲートセクション）	12	3	4	2	1		JIS G 3471（コルゲートパイプ）
12	3	4	2	1	JIS K 6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）	12	3	4	2	1		JIS K 6739（排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）
12	3	4	2	1	JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）	12	3	4	2	1		JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）
12	3	4	2	1	JIS R 1201（陶管）							
12	3	4	4	0	貯留施設工	12	3	4	4	0		貯留施設工
12	3	4	4	2	2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	12	3	4	4	2		2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
12	3	4	5	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	12	3	4	5	0		作業土工（床掘り・埋戻し）
12	3	4	5	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	3	4	5	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。
12	3	4	6	0	側溝工	12	3	4	6	0		側溝工
12	3	4	6	2	2. 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	12	3	4	6	2		2. 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。
12	3	4	6	7	7. 受注者は、コルゲートフリュームの施工にあたって、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	4	6	7		7. コルゲートフリュームの施工にあたって、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	4	6	8	8. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	4	6	8		8. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	4	6	12	12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高さになるように施工しなければならない。	12	3	4	6	12		12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。
12	3	4	7	0	管渠工	12	3	4	7	0		管渠工
12	3	4	7	1	1. 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	12	3	4	7	1		1. 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。
12	3	4	7	8	(2) 受注者は、コルゲートパイプの組立については、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部および頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	12	3	4	7	8		(2) コルゲートパイプの組立では、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
12	3	4	7	9	9. 受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	4	7	9		9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	4	7	9	(4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋め戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともに入念に締め固めなければならない。	12	3	4	7	9		(4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともに入念に締め固めなければならない。
12	3	4	8	0	集水枥・マンホール工	12	3	4	8	0		集水枥・マンホール工

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	3	4	8	2	2. 受注者は、集水桝・マンホール工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	4	8	2	2. 集水桝・マンホール工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	4	9	0	地下排水工	12	3	4	9	0	地下排水工	
12	3	4	9	2	2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	12	3	4	9	2	2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	
12	3	5	0	0	第5節	12	3	5	0	0	第5節	
12	3	5	2	0	汚水排水設備工	12	3	5	2	0	汚水排水設備工	
					材料						材料	
					JIS G 3471（コルゲートパイプ及びコルゲートセクション）						JIS G 3470（コルゲートセクション） JIS G 3471（コルゲートパイプ）	
12	3	5	3	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	12	3	5	3	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	
12	3	5	3	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	3	5	3	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
12	3	5	5	0	汚水桝・マンホール工	12	3	5	5	0	汚水桝・マンホール工	
12	3	5	5	2	2. 受注者は、汚水桝及びマンホールのインバートの施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	5	5	2	2. 汚水桝及びマンホールのインバートの施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	5	6	0	浄化槽工	12	3	5	6	0	浄化槽工	
12	3	5	6	11	11. 受注者は、浄化槽の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	5	6	11	11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	6	0	0	第6節	12	3	6	0	0	第6節	
12	3	6	3	0	電気設備工	12	3	6	3	0	電気設備工	
12	3	6	3	2	(2) 受注者は、建込みについては、垂直に建て込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。	12	3	6	3	2	(2) 受注者は、建込みについては、垂直に建て込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。	
12	3	6	3	3	3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引き込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。	12	3	6	3	3	3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。	
12	3	6	6	0	電気設備修繕工	12	3	6	6	0	電気設備修繕工	
12	3	6	6	0	電気設備修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	6	6	0	電気設備修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	3	6	7	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	12	3	6	7	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	
12	3	6	7	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	3	6	7	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
12	3	7	0	0	第7節	12	3	7	0	0	第7節	
12	3	7	2	0	園路広場整備工	12	3	7	2	0	園路広場整備工	
					材料						材料	
12	3	7	2	2	2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	12	3	7	2	2	2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
12	3	7	9	0	コンクリート系舗装工	12	3	7	9	0	コンクリート系舗装工	
12	3	7	9	2	2. 受注者は、インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	9	2	2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	9	4	4. 受注者は、平板舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	9	4	4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	10	0	土系舗装工	12	3	7	10	0	土系舗装工	
12	3	7	10	2	2. 受注者は、土舗装工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	10	2	2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	10	3	3. 受注者は、芝舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	10	3	3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
12	3	7	10	4	4. 受注者は、耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	10	4	4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	10	5	5. 受注者は、砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工について、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	10	5	5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工について、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	11	0	レンガ・タイル系舗装工	12	3	7	11	0	レンガ・タイル系舗装工	
12	3	7	11	2	2. 受注者は、レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	11	2	2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	11	2	(2) 受注者は、レンガ、タイルの据え付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。	12	3	7	11	2	(2) 受注者は、レンガ、タイルの据え付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。	
12	3	7	12	0	木系舗装工	12	3	7	12	0	木系舗装工	
12	3	7	12	3	3. 受注者は、木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	12	3	3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	12	3	(2) 受注者は、木レンガの据え付けについては、設計図書に示す表面勾配および目地ラインが得られるように施工しなければならない。	12	3	7	12	3	(2) 受注者は、木レンガの据え付けについては、設計図書に示す表面勾配および目地ラインが得られるように施工しなければならない。	
12	3	7	13	0	樹脂系舗装工	12	3	7	13	0	樹脂系舗装工	
12	3	7	13	1	1. 樹脂系舗装工の路盤の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	12	3	7	13	1	1. 樹脂系舗装工の路盤の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	
12	3	7	13	2	2. 樹脂系舗装の表層の施工については、設計図書によるものとする。	12	3	7	13	2	2. 樹脂系舗装の表層の施工については、設計図書によるものとする。	
12	3	7	14	0	石材系舗装工	12	3	7	14	0	石材系舗装工	
12	3	7	14	3	3. 受注者は、平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、下記の規定によるものとする。	12	3	7	14	3	3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、下記の規定によるものとする。	
12	3	7	16	0	園路縁石工	12	3	7	16	0	園路縁石工	
12	3	7	16	1	1. 受注者は、園路縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	16	1	1. 園路縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	16	1	(1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据え付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	12	3	7	16	1	(1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据え付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	
12	3	7	16	2	2. 受注者は、レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえで、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	7	16	2	2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえで、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	7	19	0	公園橋工	12	3	7	19	0	公園橋工	
12	3	7	19	1	(1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	7	19	1	(1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	3	7	21	0	視覚障害者誘導用ブロック工	12	3	7	21	0	視覚障害者誘導用ブロック工	
12	3	7	21	2	2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるものとする。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	12	3	7	21	2	2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定によるものとする。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
12	3	7	21	3	3. 視覚障害者誘導点字シーートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。	12	3	7	21	3	3. 視覚障害者誘導点字シーートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	3	7	22	0		12	3	7	22	0		作業土工（床掘り・埋戻し）
12	3	7	22	0		12	3	7	22	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。
12	3	8	0	0	第8節	12	3	8	0	0	第8節	修景施設整備工
12	3	8	2	0		12	3	8	2	0		材料
12	3	8	2	4	4.	12	3	8	2	4	4.	受注者は、修景施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
12	3	8	3	0		12	3	8	3	0		石組工
12	3	8	3	2	2.	12	3	8	3	2	2.	受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、設計図書によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	8	3	3	3.	12	3	8	3	3	3.	受注者は、石の据え付けにおける石の位置、向き、深さについては、設計図書によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	8	9	0		12	3	8	9	0		小規模水景施設工
12	3	8	9	1	1.	12	3	8	9	1	1.	流れ、滝、池、州浜、壁泉、カスケード、カナルの施工については、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	8	9	1	(4)	12	3	8	9	1	(4)	石積の護岸の施工については、第12編1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。
12	3	8	9	1	(5)	12	3	8	9	1	(5)	石張りの施工については、第12編3-7-14石材系舗装工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。
12	3	8	9	1	(6)	12	3	8	9	1	(6)	流れ工の仕上げの施工については、第12編3-13施設仕上げ工の規定によるものとする。
12	3	8	9	3	3.	12	3	8	9	3	3.	受注者は、小規模水景施設工については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	8	10	0		12	3	8	10	0		修景施設修繕工
12	3	8	10	0		12	3	8	10	0		修景施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	8	12	0		12	3	8	12	0		水景施設工
12	3	8	12	0		12	3	8	12	0		水景施設工の施工については、第12編3-8-9小規模水景施設工の規定によるものとする。
12	3	9	0	0	第9節	12	3	9	0	0	第9節	遊戯施設整備工
12	3	9	1	0		12	3	9	1	0		一般事項
12	3	9	1	4	4.	12	3	9	1	4	4.	受注者は、遊戯施設整備工については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	9	2	0		12	3	9	2	0		材料
12	3	9	2	2	(1)	12	3	9	2	2	(1)	鉄鋼系
12	3	9	2	2		12	3	9	2	2		JIS規格品 その他ステンレス鋼材

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	3	9	2	2	(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。	12	3	9	2	2	(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本産業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。	
12	3	9	2	3	3. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	9	2	3	3. 遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	9	2	3	(1) 受注者は、木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	12	3	9	2	3	(1) 受注者は、遊具施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
12	3	9	2	4	4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、設計図書によるものとする。	12	3	9	2	4	4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、設計図書によるなければならない。	
12	3	9	3	0	遊具組立設置工	12	3	9	3	0	遊具組立設置工	
12	3	9	3	7	7. 受注者は、遊具の木工事については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	9	3	7	7. 遊具の木工事については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	3	9	5	0	遊具施設修繕工	12	3	9	5	0	遊具施設修繕工	
12	3	9	5	0	遊具施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	9	5	0	遊具施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	3	9	6	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	12	3	9	6	0	作業土工（床掘り・埋戻し）	
12	3	9	6	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	3	9	6	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
12	3	10	0	0	第10節 サービス施設整備工	12	3	10	0	0	第10節 サービス施設整備工	
12	3	10	4	0	水飲み場工	12	3	10	4	0	水飲み場工	
12	3	10	4	1	1. 受注者は、水飲み場工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。	12	3	10	4	1	1. 受注者は、水飲み場工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	3	10	4	2	2. 受注者は、水飲み場工については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	10	4	2	2. 受注者は、水飲み場工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。	
12	3	10	6	0	ベンチ・テーブル工	12	3	10	6	0	ベンチ・テーブル工	
12	3	10	6	1	1. 受注者は、ベンチ及びスツールの施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地ならしして、十分転圧しなければならない。	12	3	10	6	1	1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	3	10	6	2	2. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。	12	3	10	6	2	2. 受注者は、ベンチ及びスツールの施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地ならしして、十分転圧しなければならない。	
12	3	10	6	3	3. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。	12	3	10	6	3	3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。	
12	3	10	6	4	4. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。	12	3	10	6	4	4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）																		
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新	編	章	節	条	項	編章節条条項	新	編	章	節	条	項
12	3	10	6	5	5.	受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書によるものとするが、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	10	6	5	5.	受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。											
12	3	10	10	0		サービス施設修繕工	12	3	10	10	0		サービス施設修繕工											
12	3	10	10	0		サービス施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	10	10	0		サービス施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。											
12	3	11	0	0	第11節	管理施設整備工	12	3	11	0	0	第11節	管理施設整備工											
12	3	11	8	0		柵工	12	3	11	8	0		柵工											
12	3	11	8	1	(4)	受注者は、フェンスの建て込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。	12	3	11	8	1	(4)	受注者は、フェンスの建て込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。											
12	3	11	11	0		掲揚ポール工	12	3	11	11	0		掲揚ポール工											
							12	3	11	11	1	1.	掲揚ポール工の施工については、設計図書によらなければならない。											
12	3	11	11	0		受注者は、掲揚ポールの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。	12	3	11	11	2	2.	受注者は、掲揚ポールの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。											
12	3	11	14	0		管理施設修繕工	12	3	11	14	0		管理施設修繕工											
12	3	11	14	0		管理施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	11	14	0		管理施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。											
12	3	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	3	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工											
12	3	12	2	0		材料	12	3	12	2	0		材料											
12	3	12	2	3	3.	木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	12	3	12	2	3	3.	木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得るものとする。											
12	3	12	3	0		四阿工	12	3	12	3	0		四阿工											
12	3	12	3	2	2.	受注者は、四阿設置の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	12	3	2	2.	四阿設置の施工については、以下の各号の規定によるものとする。											
12	3	12	3	3	3.	受注者は、四阿の木材使用については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	12	3	3	3.	四阿の木材使用については、以下の各号の規定によるものとする。											
12	3	12	3	3	(4)	受注者は、継手及び仕口については、設計図書によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	12	3	12	3	3	(4)	受注者は、継手及び仕口については、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。											
12	3	12	3	3	(7)	受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、設計図書によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	12	3	3	(7)	受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。											
12	3	12	3	4	4.	受注者は、四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定によるものとする。	12	3	12	3	4	4.	四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定によるものとする。											
12	3	12	12	0		便所工	12	3	12	12	0		便所工											
12	3	12	12	2	2.	受注者は、便所のサインについては、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	12	12	2	2.	受注者は、便所のサインについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。											
12	3	12	15	0		建築施設修繕工	12	3	12	15	0		建築施設修繕工											
12	3	12	15	0		建築施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	12	15	0		建築施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。											

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	3	13	0	0	第13節	12	3	13	0	0	第13節	施設仕上げ工
12	3	13	2	0		12	3	13	2	0		材料
12	3	13	2	10	10.	12	3	13	2	10	10.	受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
12	3	13	2	11	11.	12	3	13	2	11	11.	受注者は、吹付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
12	3	13	2	15	15.	12	3	13	2	15	15.	タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
12	3	13	3	0		12	3	13	3	0		塗装仕上げ工
12	3	13	3	2	(7)	12	3	13	3	2	(7)	受注者は、うすめ液塗布材については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
12	3	13	3	4	4.	12	3	13	3	4	4.	受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな <b>すき間</b> に穴埋め用パテをへらまたは、こてで押し込み埋込まなければならない。
12	3	13	3	5	5.	12	3	13	3	5	5.	受注者は、パテ <b>飼い</b> については、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分にパテをへらまたは、こてで薄く付けなければならない。
12	3	13	3	6	6.	12	3	13	3	6	6.	受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテ <b>飼い</b> の工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
12	3	13	3	7	7.	12	3	13	3	7	7.	受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ <b>飼い</b> 、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
12	3	13	3	9	9.	12	3	13	3	9	9.	受注者は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	13	4	0		12	3	13	4	0		加工仕上げ工
12	3	13	4	3	3.	12	3	13	4	3	3.	受注者は、コンクリート加工仕上げの施工については、設計図書及び監督職員の指示がない場合は、以下の各号の規定によるものとする。
12	3	13	5	0		12	3	13	5	0		左官仕上げ工
12	3	13	5	2	2.	12	3	13	5	2	2.	受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	13	5	5	5.	12	3	13	5	5	5.	受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	4	0	0	0	第4章	12	4	0	0	0	第4章	グラウンド・コート整備
12	4	2	0	0	第2節	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	4	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより <b>がたい</b> 場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	12	4	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。これにより <b>難しい</b> 場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
12	4	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成22年度版）（平成22年6月）	12	4	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	
12	4	2	0	0	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	12	4	2	0	0	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年度版）（平成22年11月）	
						12	4	2	0	0	日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月）	
12	4	2	0	0	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針（平成17年改訂版）（平成17年）	12	4	2	0	0	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針（平成29年改訂版）（平成29年5月）	
12	4	2	0	0	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル（平成7年）	12	4	2	0	0	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル（平成7年11月）	
12	4					12	4	2	0	0	日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針第2版（平成26年1月）	
12	4	3	0	0	グラウンド・コート舗装工	12	4	3	0	0	グラウンド・コート舗装工	
12	4	3	1	0	一般事項	12	4	3	1	0	一般事項	
12	4	3	1	3	3. 受注者は、表面排水勾配の設定については、設計図書によるものとし、これにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	12	4	3	1	3	3. 受注者は、表面排水勾配の設定については、設計図書によるものとし、これにより <b>難しい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
12	4	3	1	4	4. 受注者はグラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	1	4	4. グラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	2	0	材料	12	4	3	2	0	材料	
12	4	3	2	2	2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、設計図書によるものとする。	12	4	3	2	2	2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、設計図書によるものとする。	
12	4	3	2	2	(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質	12	4	3	2	2	(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質 <b>及び混合材の種類と品質</b>	
						12	4	3	2	7	7. クレー舗装の混合材については、設計図書によるものとする。または、砂、石灰岩ダスト、特殊針葉樹皮改良材とし、 <b>不純物を含まない均質なものとする。</b>	
12	4	3	2	7	7. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	12	4	3	2	8	8. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	
12	4	3	2	8	8. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督職員に承諾を得なければならない。	12	4	3	2	9	9. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督職員に承諾を得なければならない。	
12	4	3	2	9	9. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督職員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。	12	4	3	2	10	10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督職員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
12	4	3	2	10	10. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。	12	4	3	2	11	11. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。	
12	4	3	2	11	11. 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については設計図書によるものとする。	12	4	3	2	12	12. 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については設計図書によるものとする。	
12	4	3	2	12	12. 見切材（仕切材）については、第12編3-7-16園路縁石工の規定によるものとする。	12	4	3	2	13	13. 見切材（仕切材）については、第12編3-7-16園路縁石工の規定によるものとする。	
12	4	3	2	13	13. 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。	12	4	3	2	14	14. 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。	
12	4	3	2	14	14. コンクリート二次製品については、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。	12	4	3	2	15	15. コンクリート二次製品については、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。	
12	4	3	2	15	15. 受注者は、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び品質を証明する資料を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	12	4	3	2	16	16. 受注者は、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び品質を証明する資料を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	
12	4	3	4	0	グラウンド・コート用舗装工	12	4	3	4	0	グラウンド・コート用舗装工	
12	4	3	4	2	(2) 受注者は、火山砂利の締固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより <b>がたい</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	12	4	3	4	2	(2) 受注者は、火山砂利の締固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより <b>難い</b> 場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
12	4	3	4	3	3. <b>受注者は</b> 、舗装材料の各材料の混合については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	3	3. 舗装材料の各材料の混合については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	4	3	(3) 受注者は、混合については、 <b>混合土砂</b> のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。	12	4	3	4	3	(3) 受注者は、混合については、 <b>土及び混合材</b> のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。	
12	4	3	4	4	4. <b>受注者は</b> 、クレー舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	4	4. クレー舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	4	5	5. <b>受注者は</b> 、アンツーカー舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	5	5. アンツーカー舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	4	5	(2) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき <b>ならし</b> 、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。	12	4	3	4	5	(2) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき <b>均し</b> 、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。	
12	4	3	4	6	6. <b>受注者は</b> 、天然芝舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	6	6. 天然芝舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	4	7	7. <b>受注者は</b> 、人工芝舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	7	7. 人工芝舗装の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	4	7	(5) <b>受注者は</b> 、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら <b>珪砂</b> を設計図書に示す高さ及び厚さに <b>充填</b> しなければならない。	12	4	3	4	7	(5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら <b>珪砂</b> を設計図書に示す高さ及び厚さに <b>充てん</b> しなければならない。	
12	4	3	4	8	8. <b>受注者は</b> 、全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	8	8. 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	3	4	9	9. <b>受注者は</b> 、全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	9	9. 全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
12	4	3	4	10	10. 受注者は、全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	10	10. 全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		
12	4	3	4	11	11. 受注者は、全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	11	11. 全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		
12	4	3	4	12	12. 受注者は、全天候型舗装の透水性表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	4	12	12. 全天候型舗装の透水性表層材の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		
12	4	3	5	0	グラウンド・コート縁石工	12	4	3	5	0	グラウンド・コート縁石工		
12	4	3	5	3	3. 受注者は、内圏縁石の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	3	5	3	3. 内圏縁石の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		
12	4	3	5	3	(3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	12	4	3	5	3	(3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。		
12	4	4	0	0	第4節	スタンド整備工	12	4	4	0	0	第4節	スタンド整備工
12	4	4	1	0	一般事項		12	4	4	1	0	一般事項	
12	4	4	1	2	2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。		12	4	4	1	2	2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
12	4	4	2	0	材料		12	4	4	2	0	材料	
12	4	4	2	1	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板 SUS304）		12	4	4	2	1	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）	
12	4	4	2	1	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板 SUS304）		12	4	4	2	1	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）	
12	4	4	2	3	JIS K 6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性-第1部：厚さ1mm以上の板）		12	4	4	2	3	JIS K 6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）	
12	4	4	2	5	JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）								
							12	4	4	2	5	JIS K 5551（構造用さび止めペイント）	
12	4	4	2	5	JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント）								
12	4	4	2	5	JIS K 5628（鉛丹ジクロロメートさび止めペイント）								
							12	4	4	2	5	JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	
12	4	4	3	1	1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工については、「道路土工-擁壁工指針2-5・3-4施工一般」（日本道路協会、平成11年3月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定によるものとする。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	12	4	4	3	1	1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工については、「道路土工-擁壁工指針2-5・3-4施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		
12	4	4	3	7	7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、設計図書に示された構造によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	12	4	4	3	7	7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		
12	4	4	5	0	スタンド施設修繕工	12	4	4	5	0	スタンド施設修繕工		
12	4	4	5	0	スタンド施設修繕の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	4	4	5	0	スタンド施設修繕の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
12	4	5	0	0	第5節	グラウンド・コート施設整備工	12	4	5	0	0	第5節	グラウンド・コート施設整備工
12	4	5	2	0	材料		12	4	5	2	0	材料	
12	4	5	2	1	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板 SUS304）		12	4	5	2	1	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）	
12	4	5	2	1	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板 SUS304）		12	4	5	2	1	JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）	
12	4	5	2	5	JIS K 6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性-第1部：厚さ1mm以上の板）		12	4	5	2	5	JIS K 6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）	
12	4	5	2	7	JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）								
							12	4	5	2	7	JIS K 5551（構造用さび止めペイント）	
							12	4	5	2	7	JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	
12	4	5	2	7	JIS K 5624（塩基性クロコ酸鉛さび止めペイント）								

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	4	5	2	7	JIS K 5627（ジंकロメートさび止めペイント）							
12	4	5	2	7	JIS K 5628（鉛丹ジंकロメートさび止めペイント）							
12	4	5	7	0	スポーツポイント工	12	4	5	7	0	スポーツポイント工	
						12	4	5	7	1	1. スポーツポイント工の施工については、設計図書によらなければならない。	
12	4	5	7	0	受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイトルの施工については、設計図書に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け、設置後動かないように施工しなければならない。	12	4	5	7	2	2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイトルの施工については、設計図書に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け、設置後動かないように施工しなければならない。	
12	4	5	8	0	審判台工	12	4	5	8	0	審判台工	
						12	4	5	8	1	1. 審判台工の施工については、設計図書によらなければならない。	
12	4	5	8	0	受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれないように施工しなければならない。	12	4	5	8	2	2. 受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれないように施工しなければならない。	
12	4	5	10	0	衝撃吸収材工	12	4	5	10	0	衝撃吸収材工	
						12	4	5	10	1	1. 衝撃吸収材工の施工については、設計図書によらなければならない。	
12	4	5	10	1	1. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。	12	4	5	10	2	2. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。	
12	4	5	10	2	2. 受注者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。	12	4	5	10	3	3. 受注者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。	
12	4	5	10	3	3. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。	12	4	5	10	4	4. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。	
12	4	5	11	0	グラウンド・コート柵工	12	4	5	11	0	グラウンド・コート柵工	
12	4	5	11	3	3. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の建込みについては、以下の各号の規定によるものとする。	12	4	5	11	3	3. グラウンド・コート柵工の支柱の建込みについては、以下の各号の規定によるものとする。	
12	4	5	12	0	グラウンド・コート施設修繕工	12	4	5	12	0	グラウンド・コート施設修繕工	
12	4	5	12	0	グラウンド・コート施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	4	5	12	0	グラウンド・コート施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	5	0	0	0	第5章 自然育成	12	5	0	0	0	第5章 自然育成	
						12	5	2	0	0	第2節 適用すべき諸基準類	
						12	5	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	
12	5	2	0	0	第2節 自然育成施設工	12	5	3	0	0	第3節 自然育成施設工	
12	5	2	1	0	一般事項	12	5	3	1	0	一般事項	
12	5	2	1	3	3. 受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	5	3	1	3	3. 受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	5	2	2	0	材料	12	5	3	2	0	材料	
12	5	2	2	1	1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	5	3	2	1	1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	5	2	3	0	自然育成盛土工	12	5	3	3	0	自然育成盛土工	
12	5	2	3	1	1. 受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	5	3	3	1	1. 受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	5	2	4	0	自然水路工	12	5	3	4	0	自然水路工	
12	5	2	5	0	水田工	12	5	3	5	0	水田工	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	5	2	5	1	1. 受注者は、たつき粘土の施工については、公園緑地編5-2-4自然水路工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	12	5	3	5	1	1. 受注者は、たつき粘土の施工については、第12編5-3-4自然水路工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
12	5	2	5	2	2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、第12編5-2-3自然育成盛土工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	12	5	3	5	2	2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、第12編5-3-3自然育成盛土工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
12	5	2	6	0		12	5	3	6	0		ガレ山工
12	5	2	7	0		12	5	3	7	0		粗朶山工
12	5	2	8	0		12	5	3	8	0		カントリーヘッジ工
12	5	2	9	0		12	5	3	9	0		石積土堰堤工
12	5	2	10	0		12	5	3	10	0		しがらみ柵工
12	5	2	11	0		12	5	3	11	0		自然育成型護岸工
12	5	2	12	0		12	5	3	12	0		保護柵工
12	5	2	13	0		12	5	3	13	0		解説板工
12	5	2	14	0		12	5	3	14	0		自然育成施設修繕工
12	5	2	14	0		12	5	3	14	0		自然育成施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	5	2	15	0		12	5	3	15	0		作業土工（床掘り・埋戻し）
12	5	2	15	0		12	5	3	15	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。
12	5	2	16	0		12	5	3	16	0		自然育成型護岸基礎工
12	5	2	17	0		12	5	3	17	0		沈床工
12	5	2	18	0		12	5	3	18	0		捨石工
12	5	2	19	0		12	5	3	19	0		かご工
12	5	2	20	0		12	5	3	20	0		元付工
12	5	2	21	0		12	5	3	21	0		牛・粹工
12	5	2	22	0		12	5	3	22	0		杭出し水制工
12	5	3	0	0	第3節	12	5	4	0	0	第4節	自然育成植栽工
12	5	3	1	0		12	5	4	1	0		一般事項
12	5	3	2	0		12	5	4	2	0		材料
12	5	3	2	1	1. 受注者は、使用する材料については、設計図書によらなければならない。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。	12	5	4	2	1	1. 受注者は、使用する材料については、設計図書によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。	
12	5	3	3	0		12	5	4	3	0		湿地移設工
12	5	3	4	0		12	5	4	4	0		水生植物植栽工
12	5	3	4	0		12	5	4	4	0		受注者は、水生植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	5	3	5	0		12	5	4	5	0		林地育成工
12	5	3	5	2	2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	5	4	5	2	2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
12	5	3	5	7	7. 受注者は、下列りの施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	5	4	5	7	7. 受注者は、下列りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

現行（平成29年10月）						新（令和元年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
12	5	3	5	9	9.	受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のう え、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなけ ればならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分 方法については、設計図書によるものとし、これによりがた い場合 は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	5	4	5	9	9.	受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のう え、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなけ ればならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分 方法については、設計図書によるものとし、これにより難い 場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	5	4	0	0	第4節	公園施設等撤去・移設工	12	5	5	0	0	第5節	公園施設等撤去・移設工
12	5	4	1	0		公園施設撤去工	12	5	5	1	0		公園施設撤去工
12	5	4	2	0		移設工	12	5	5	2	0		移設工
12	5	4	3	0		伐採工	12	5	5	3	0		伐採工
12	5	4	4	0		発生材再利用工	12	5	5	4	0		発生材再利用工